京都府国土強靱化地域計画(中間案)

令和7年6月

京 都 府

目 次

はじめに	•••••	1
1 趣旨		
2 計画の位置づけ 3 計画期間		
3 計画期间		
第1章 地域計画の基本的な考え方		3
1 基本目標		
2 地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事	項と情勢の変化	
3 中長期的に取り組むべき課題 4 国土強靱化政策の展開方向		
4 国土風粉に政衆の展開が同		
第2章 京都府の地域特性等		13
1 地勢・成り立ち		
2 気象		
3 人口		
第3章 脆弱性評価		15
1 想定するリスク		
2 京都府における「起きてはならない最悪の事態	1	
(参考) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性	評価の結果	22
第4章 国土強靱化の推進方針	••••	64
1 国土強靱化に関する施策分野		04
2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針		
2 施泉为野母少国工强物位勿推進力到		
第5章 計画の推進		99
1 計画の進捗管理		
2 施策の重点化		
		100
(別紙)施策分野別事業一覧	•••••	100

はじめに

1 趣旨

(1) これまでの経過

平成25年12月に、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)(以下「強靱化基本法」という。)が公布・施行された。

国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を進め、平成26年6月には、強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定された。

また、平成30年12月には、基本計画策定以降に頻発した災害を踏まえた 脆弱性評価や重要インフラ緊急点検の結果をもとに、「防災・減災、国土強 靭化のための3か年緊急対策」が閣議決定されるとともに基本計画が改定さ れ、令和2年12月には、取組の更なる加速化・深化を図るため「防災・減 災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が閣議決定された。

さらに、令和5年6月には強靱化基本法が改正され、推進が特に必要となる施策の内容・事業規模等を示す「国土強靱化実施中期計画」の策定が法律に位置づけられるとともに、同年7月には近年の社会経済情勢等を踏まえ基本計画が改定された。

京都府においては、平成 21 年度より「京都府戦略的地震防災対策指針」及び「京都府戦略的地震防災対策プラン」(以下「京都府戦略的地震防災対策を推進するとともに、平成 28 年度には、平成 24 年から 3 年連続して発生した大規模な浸水被害を踏まえ「災害からの安全な京都づくり条例(平成 28 年京都府条例第 41 号)」を制定するなど、安心・安全な京都づくりを進めており、この取組に合わせ、平成 28 年 11 月に強靱化基本法第 13 条に基づく計画として「京都府国土強靱化地域計画」(以下「地域計画」という。)を策定した。また、コロナ禍の教訓や社会経済情勢の変化、国の動向等も踏まえつつ、令和 3 年 3 月に地域計画を改定したところである。

(2) 改定の趣旨

令和3年3月の地域計画改定後も、京都府内に甚大な被害を与えた令和5年台風第7号の発生をはじめ、自然災害は激甚化・頻発化している。また、

令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震により、多数の孤立集落の発生や避難生活の長期化等の新たな課題が顕在化したほか、同年8月には日向灘を震源とする地震が発生し、初めて南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されるなど、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められる。

また、気候変動に伴い激甚化・頻発化する土砂災害・風水害等により、大 規模地震後の復旧時に他の自然災害が同時発生するリスク等、様々な自然災 害発生時を想定した対策が必要となっている。

さらに、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤であるインフラの 老朽化対策が極めて大きな課題となっていることから、これにより社会生活 や経済が機能不全に陥ることのないよう、公共施設等の更新・統廃合・長寿命 化等を計画的に進めることが急務である。

加えて、人口減少・少子高齢化が進行し、地方の過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となる中、災害対応の迅速化・適切化等にデジタル技術を活用し、防災・減災、国土強靱化の取組をより効率的に進める必要がある。

また、災害予測や災害発生時等、様々な段階においてデジタルの力で対応力を強化することが重要である。

こうした背景のもと、地域計画のこれまでの取組を点検するとともに、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化、国の動向、府内最大の被害が想定される花折断層帯をはじめとする主要な活断層の地震被害想定の見直し結果等を踏まえつつ、本計画の改定を行うこととする。

なお、本計画が今後の研究成果等を踏まえたものとなるよう、適宜見直し を行っていくものとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、強靱化基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、京都府の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

そのため、府政運営の指針である京都府総合計画及び京都府地域防災計画、 京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プラン等の国土強靱化に係る計画 との調和を図ることとする。

3 計画期間

概ね5年間を推進期間とする。

第1章 地域計画の基本的な考え方

1 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、府民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等(以下「大規模自然災害等」という。)の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 府内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。

2 地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化

近年、大規模地震の切迫性の高まりや地球規模の気候変動等、災害リスクの高まりに加え、エネルギー・食料の安定供給に関するリスクの高まりや、デジタル革命、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の社会浸透など、国土強靱化を取り巻く情勢が急速に変化している。

また、前回の地域計画の改定以降、我が国は令和6年能登半島地震等の自然 災害を経験し、新たな教訓を得た。とりわけ、自助・共助・公助の各々の関係 者が多様化する中、より総合的・横断的な対応が求められている。

今後、中長期の将来にわたる国土強靱化の取組は、次表に示す「地域計画の 見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化」を踏まえた上で、課題を 整理し、政策の展開方向に沿って具体的な施策を推進することとする。

地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化

/4) 同 1 治物 // 0 78 合 /- 88 + 7 - * ** ** **	1) 「自律・分散・協調」型社会の促進
	2) 事前復興の発想の導入促進
(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項	3) 地震後の洪水等の複合災害への対応
	4) 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応
	1)環境との共生
(2)分野横断的に対応すべき事項	2) インフラの強靱化・老朽化対策
	3) 横断的なリスクコミュニケーション(災害弱者等への対応)
	1) 気候変動の影響
	2) グリーン・トランスフォーメーション(G X)の実現
(3) 社会情勢の変化に関する事項	3) 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
	4)SDGsとの協調
	5)デジタル技術の活用
	6) パンデミック下における大規模自然災害
(4)近年の災害で得られた新たな知見	1) 災害関連死に関する対策
	2) コロナ禍における自然災害対応

(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項

1) 「自律・分散・協調」型社会の促進

今後 30 年以内に高い確率で発生するとされている南海トラフ地震等を踏まえれば、その影響を強く受ける地域に主要な機能が過度に集中する状況は避ける必要がある。人口が密集する地域が大規模災害に見舞われた際の被災者の受入れや政府機能を始めとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備を推進することにより、自然災害に対する「しなやかさ」を高めることが重要である。

また、コロナ禍を背景に、リモートワークの普及等により暮らし方や働き 方が多様化し、二拠点居住や田園回帰への意識が高まったことも踏まえ、若 者世代や女性に開かれた魅力的な地域づくりを進めるとともに、新名神高速 道路や山陰近畿自動車道等をはじめとする高速交通ネットワークを強化し、 人流・物流の多重性・代替性を確保するなど、平時と有事の両面から「自律 ・分散・協調」型社会を形成する必要がある。

2) 事前復興の発想の導入促進

「より良い復興(Build Back Better)」という概念は定着してきているが、 大規模災害が発生した後の混乱の中で、被災前よりも災害に強い地域に復興 していく姿を描くことは容易ではない。

平時から、あらかじめ 30 年、50 年の大計を描き、どのような地域を目指すのか、長期的・広域的に考えておくことが重要である。

3) 地震後の洪水等の複合災害への対応

大規模地震後の復旧には相応の時間が必要なことを踏まえれば、その間に 風水害等が発生する可能性があることは、令和6年能登半島地震及び令和6年9月能登半島豪雨からも明らかであり、原子力災害も含めた複合災害を想 定し、あらゆる危機事象に有効な事前防災を推進することが重要である。

4) 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

未曾有の巨大・広域災害への対応に当たっては、最大クラスの地震が発生する場合のみならず、時間差で大規模な地震が発生する場合の時間的・空間的影響を考慮した対応の検討を通じて、事前の備えを強化するほか、あらかじめ過去の災害経験から得られた知見について情報発信・共有化を図り、初動対応に必要な専門スキルを有する人材や物資を確保可能な体制を構築するなど、ハード・ソフトの両面から取り組む必要がある。

なお、一たび災害が発生すれば、迅速かつ正確な被害状況の把握が必要となるため、情報収集手段の冗長性を確保することも重要である。

(2) 分野横断的に対応すべき事項

1)環境との共生

気候変動対策に関しては、「パリ協定(平成 27 年国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) 採択、平成 28 年発効)」で定められた世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 1.5℃に抑える努力をするという目標の実現に不可欠な「カーボンニュートラル」の実行が国際的な潮流となっている。

また、生物多様性の損失が深刻化する中、「昆明・モントリオール生物多様性枠組(令和4年生物多様性条約締約国会議(COP15)採択)」に即して、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるという「ネイチャーポジティブ」の考え方に基づき、令和12年(2030年)までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」の実現等が求められている。

例えば、遊水地のような、防災機能に加え生物多様性保全機能も期待できる防災施設は、整備後の土地の利用形態等を含めた検討により、住民が子育てをし、老後も住み続けたいと思える故郷の風景を残すために活用されるべきである。

これらを踏まえれば、気候変動の影響が深刻化する中、「ネイチャーポジティブ」の考え方は、今後国際社会の中でも主流となるものであり、地域が有する豊かな自然の恵みを生かすグリーンインフラの活用を積極的に推進し、NbS(Nature-based Solutions:自然を活用した解決策)の考え方に基づく取組を拡大していくことが必要である。

なお、太陽光等の再生可能エネルギーの導入に当たっては地域との共生の 観点が重要となっていることから、地域環境の悪化を招かないよう、関係法 令等に基づき、適切に対応する必要がある。

2) インフラの強靱化・老朽化対策

自然災害の激甚化・頻発化やインフラ施設の老朽化が加速度的に進行している状況を踏まえ、インフラが求められる機能を発揮するためには、正しく設計・施工・維持管理を行う必要がある。

このため、防災関連施設はもとより、交通インフラ、エネルギー関連インフラ等、官民を問わず公共性の高いインフラについて、災害外力を見直し、適切な補強等を行うとともに、定期的な点検・診断の結果に基づく老朽化対策を講じていく必要がある。

その際、土木系を含む技術系職員をはじめ、メンテナンスに携わる担い手が不足している状況も踏まえ、新技術や点検・補修データの利活用などにより、インフラメンテナンスの効率化を図る必要がある。

3) 横断的なリスクコミュニケーション(災害弱者等への対応)

様々な主体がリスク情報の受信者とも発信者ともなる現代において、リスクコミュニケーションは、災害リスクを正確に認識し、生命を守るための的確な行動を促す上で重要な要素であり、災害弱者や情報弱者も含め、確実に実施される体制づくりが必要である。

(3) 社会情勢の変化に関する事項

1) 気候変動の影響

近年、これまで経験してこなかった気象現象が各地域で発生しており、国土交通省が行った試算によると、気温が産業革命以前と比べて 2 \mathbb{C} 上昇した場合、降雨量が約 1.1 倍、洪水発生頻度が約 2 倍になると試算されている。また、IPCC 報告書によると、平均海面水位は $0.29 \sim 0.59 m$ 上昇し、台風が強大化することが予測されている。

世界各地でこれまで経験のない気象災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しており「気候危機」の時代とも言われている。今後、地球温暖化の進行に伴って、その強度と頻度が増加することが懸念されており、気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策が必要となっている。

災害外力の増大に伴い、防ぐことのできない災害も増加することを想定し、 ハード・ソフトを組み合わせ、柔軟に対応することが重要である。

2) グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現

地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につなげるという考えの下、国は令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、令和7年2月には「GX2040ビジョン」を閣議決定し、エネルギーの安定供給の確保、経済成長、脱炭素を同時実現するため、政策の具現化等を進めることとしている。

これらの取組の一環として、地域の防災拠点に設置された非常用電源に再

生可能エネルギーを活用するほか、分散型電源等を整備するなど、地域のレジリエンスの向上を図ることが必要である。

3) 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給

エネルギー・食料等の安定供給を取り巻く世界情勢は激動の時代を迎えて おり、ウクライナ情勢など国際紛争下において一層厳しさを増している。

このため、国全体で太陽光・風力等の再生可能エネルギーを含めた多様なエネルギー源を確保するとともに、有事でもエネルギー供給が途絶えにくいシステムを構築する必要がある。あわせて、コージェネレーションの活用や家庭単位での取組も含めた様々な省エネルギーの取組を進める必要がある。

食料については、気候変動による生産作物への影響や、大規模自然災害下における家畜伝染病の流行等の影響も考慮した取組が必要である。府内製造業のサプライチェーンに関し、海外からの供給に影響が生じ得ることに鑑み、供給ルートの複線化などを強化する必要がある。

4) SDGsとの協調

気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫する中、府民の生命・財産を守り、災害の被害に遭う方を一人でも減らすため、防災・減災、国土強靱化に取り組み、官民が一体となって質の高いインフラ投資を行うことは、SDGs においても非常に重要である。

民間の力を活用し、社会課題解決に向けた取組を推進すると同時に、多様性に富んだ包摂的な社会や、一極集中から多極化した社会を形成し、地域を活性化するための施策を推進する必要がある。

特に、多様性に富んだ包摂的な社会を実現するためには、性別や世代、障害の有無等の垣根を越えて、多様な人々がお互いを認め、一体感を持って国土強靱化に向かって取り組む「DEI(Diversity:多様性、Equity:公平性、Inclusion:包摂性)」の考え方が広く認識されるよう取り組むことが重要である。

具体的には、「災害対応力を強化する女性の視点〜男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン〜(令和2年5月)」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るほか、障害者や高齢者、訪日外国人旅行者を災害情報弱者として取り残すことがないよう配慮するなどの「誰ひとり取り残さない」ための取組が必要である。

これらの取組を通じ、社会福祉に精通した多様な職員・NPO等による避難所運営への参画や、ジェンダーバランス等の多様性に配慮した避難所運営体制の確保を府域全体に展開する必要がある。

5) デジタル技術の活用

世界に類をみない急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行し、地方の 過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となる中、ICT の進化やネットワー ク化により、地域や社会の在り方、産業構造が急速に変化する大変革期、新しい時代(Society5.0)が到来し、デジタル技術はその実証の段階から実装の段階へと着実に移行しつつある。

このため、避難計画の策定や災害対応の迅速化・適切化、防災情報の高度 化等にデジタル技術を活用し、防災・減災、国土強靱化をより効率的に進め る必要がある。

その際、インフラ・防災・減災分野において、人工知能(AI)、IoT、クラウドコンピューティング、ソーシャル・ネットワークサービス(SNS)、デジタルツイン等、その時点における最先端のデジタル技術や通信基盤の活用を進めることが重要である。

また、単なるデジタル技術の活用にとどまらず、業務そのものや組織、プロセスの変革を含む概念であるデジタル・トランスフォーメーション(DX)の取組により、災害予測、事前復興、災害発生時等、様々な段階においてデジタルの力で対応力を強化することが重要である。

6) パンデミック下における大規模自然災害

長期に及ぶパンデミック下で医療従事者が対応に追われる中、自然災害が 発生することも十分あり得ることから、コロナ禍において経験したことを踏 まえた備えが重要である。

なお、リモートワークの普及による暮らし方・働き方の多様化は、東京一極集中のリスクを分散する上で有効であり、「自律・分散・協調」型社会を促進する観点からも考慮する必要がある。

(4) 近年の災害で得られた新たな知見

1) 災害関連死に関する対策

令和6年能登半島地震など近年の災害では、避難所の衛生環境の悪化や避 難生活の長期化による災害関連死も多く発生している。

このため、避難生活が長期化する場合、生活環境の改善を図るほか、避難者に対する心身のケアについて具体的な事案に学ぶ形で改善を図るなど、災害関連死を防ぐ取組を進めることが必要である。

2) コロナ禍における自然災害対応

令和2年には、コロナ禍において全国で大水害が相次いで発生し、避難所における感染症対策が課題となった。今後も、一たび感染症がまん延すれば、一定期間継続することを前提に、感染症と自然災害の同時発生を想定しておく必要がある。

その際、車中泊の活用も含め、感染の可能性がある避難者を他の避難者と 隔離する手法や、トイレ等の共用設備の使用区分け等、具体的な避難所運営 を見据えた事前の備えが必要である。

3) 孤立に関する対策

令和6年能登半島地震では、道路の寸断などにより、多数の孤立集落が発生した。

このため、船舶やヘリコプターを使った海路・空路による救助活動や物資輸送体制の充実のほか、備蓄物資の最適な配置等について、取り組みを進めることが必要である。

3 中長期的に取り組むべき課題

前節の「地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化」を 踏まえ、中長期的に取り組むべき課題は以下のとおりである。

中長期的に取り組むべき課題

- (1) 大規模自然災害への備えをより盤石に
- (2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる国土づくり
- (3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現
- (4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

(1) 大規模自然災害への備えをより盤石に

大規模地震の切迫性の高まりや、気候変動に伴う洪水発生頻度の増加及び 平均海面水位の上昇が予測される中、事前防災対策を強化することが重要で あり、京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランに基づく取組を推進 するほか、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据えた「流域治水」の取 組として、堤防の整備や排水機場の強化、河道掘削・浚渫を実施するなど、 防災インフラの整備を更に推進する必要がある。

また、賢く使う観点から、ダムの事前放流など洪水調節機能を有する施設の操作等、既存の防災インフラの高度化・効率化を進めるとともに、老朽化したインフラ施設の予防保全に取り組むなど、適切な維持管理を推進する必要がある。

さらに、自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用し、自然災害 に対する府域全体の強靱化を図ることが必要である。

一たび自然災害が発生すると、災害対応拠点となる避難者受入施設・医療機関等の環境を構築し、順次改善・充実させる必要がある。その拠点が相応の期間使用される場合には、災害関連死を可能な限り生じさせない取組も重要である。

(2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる国土づくり

大規模地震による直接死を最大限防ぐ観点から、構造物の耐震化・耐災害性強化を促進することが重要である。また、被害が長期化しても一定の水準

で日常生活や社会経済活動が継続されるよう、あらかじめ事前復興を考えておくことが重要である。

このため、被災地域が孤立する可能性も考慮し、救援救護が到着するまでの間、生命を守るために必要な通信・エネルギーを確保できるよう、地産地消の再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型の仕組みの導入を図るほか、ミッシングリンクの解消やリダンダンシーの確保、交通結節点の機能強化等、総合交通ネットワークの機能強化や浸水被害等の自然災害から命を守るための避難路の整備を進め、交通・物流手段を確保する必要がある。

このほか、GX の実現のための新たな取組を活用して、大規模自然災害発生後における迅速な経済活動の復旧を図ることが必要である。

(3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくり の実現

より豊かな社会活動・地域づくりを行う上で、デジタル等新技術の活用は今や欠かせないものであり、国土強靱化の分野においても、様々な気象観測データやスーパーコンピュータ等を活用した気象予測、ヘリやドローンによる情報集約の一層の迅速化・効率化、電子媒体を用いたプッシュ型の情報受発信システムの活用等が期待されている。少子高齢化が進む中、限られた人員でも効率的に災害対応等の活動を可能にする観点から、デジタル技術を最大限活用する必要がある。

一方、デジタル技術の活用に際しては、情報弱者に陥りやすい高齢者、障害者等に対して配慮・工夫が必要である。

これらの点も踏まえ、デジタル技術の活用を通じて、日常生活と災害時等有事の際の双方において、住民が安心して住み続けたいと思える地域づくりを進めることが重要である。

(4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

国土強靱化を実効性あるものにするためにも、国・地方公共団体のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切な連携及び役割分担の下、民の自助や共助の活性化、民の力を公助へ活用することを更に進めていく必要がある。

例えば、災害時における事業継続性の確保や、ライフライン・交通ネット ワークの維持・早期復旧に当たっては、道路や港湾等の公共施設の強靱化の みならず、通信・エネルギーをはじめとする民間施設の強靱化を促進するこ とが重要である。

また、発災後の迅速な復旧復興に当たっては、被災者の支援体制を充実させる必要があり、災害保険等の活用など相互扶助の分野も含めて総合的に取り組むべきである。民間企業の防災関連技術の活用や、民間主導による防災・減災に関する地域貢献活動等も進められており、民間主導の取組の更なる活性化を図ることが重要である。

このようなハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、各分野において多様なニーズを生み出し、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらす可能性を秘めており、持続的な経済成長を促す観点からも取組を強化する必要がある。

4 国土強靱化政策の展開方向

近年、気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化している一方で、これまでの国土強靱化の着実な取組により、大規模な被害を抑制する効果が一定程度発揮されている。

こうした点や前節で述べた「中長期的に取り組むべき課題」を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を一層強化していく必要がある。これまで進めてきた「府民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、「災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化」の取組に加え、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、「地域における防災力の一層の強化による『地域力の発揮』」の2点を新たな施策の柱とし、国土強靱化に、デジタルと地域力を最大限生かしていく。

具体的には、以下の「国土強靱化政策の展開方向(基本的な方針)」に沿って取組を進める。

国土強靱化政策の展開方向

	1)被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
(2)予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策
(1) 府民の生命	3) 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化
と財産を守る防災	4) 避難所としても活用される学校施設等の環境改善、防災機能の強化
インフラの整備・	5) 自然環境が有する多様な機能(グリーンインフラ)の活用
管理	6)建設・医療をはじめ国土強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・機能の
	 拡充・強化
	1) 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
(2)経済発展の	2)人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保、防災拠点の整備
│基盤となる交通・	3)予防保全型メンテナンスへの本格転換などライフライン施設の老朽化対策
	4) 災害発生時にも可能な限り安定的な通信サービスの確保
	5) 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安
の強靱化	定供給
通信・エネルギー などライフライン の強靱化	4) 災害発生時にも可能な限り安定的な通信サービスの確保 5) 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安

	<u></u>
	1) 事前防災・地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有
	2)被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタル(ロボット・ドローン
(3)デジタル等	・AI 等)を最大限活用
新技術の活用によ	3)災害時における個人確認の迅速化・高度化
る国土強靱化施策	4)デジタルを活用した地方の安全・安心の確保
の高度化	5) 災害時にもデータを失うことがないよう分散管理
	6)デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保
	7)その他様々な地域の課題をデジタルで解決
	1) サプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造
	2)民間施設でも早期に強靱な構造物へ補強等が可能な支援
(4)災害時にお	3) 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援
ける事業継続性確	4)防災投資や民間資金活用、公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の
保をはじめとした	強化
官民連携強化	5) 民間企業等における防災教育の充実
	6) 医療の事業継続性確保の支援
	7)大規模災害時における効率的・広域的な遺体の埋火葬体制づくり
	1) 避難生活における災害関連死の最大限防止
	2)地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上
	3) 地元企業やNPO等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上
	4) D E I (多様性、公平性、包摂性)の観点を踏まえたSDGsとの協調
(5)地域におけ	5) 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
る防災力の一層の	6)高齢者、障害者、こども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援
強化	7)若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双
	方向のコミュニケーション
	8) 外国人も含めた格差のない情報発信・伝達
	9) 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承
	10)地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携

第2章 京都府の地域特性等

1 地勢・成り立ち

京都府は、日本列島のほぼ中央に位置し、南北に細長い形状をしている。

日本海に面する府北部地域の海岸線は変化に富むリアス式海岸で、豊富な景勝地や天然の良港に恵まれている。大部分が中山間地域である府中部地域は、府内を流れる2つの水系の一級河川が流れており(丹波山地を境に大阪湾に注ぐ淀川水系、日本海に注ぐ由良川水系)、その流域には亀岡盆地、福知山盆地をはじめとする小盆地が点在している。府南部地域では、浸水想定区域内に大都市や市街地が発達しており、桂川・宇治川・木津川の三川合流地点を要に、山城盆地が扇状に広がっている。また、京都府には23本もの天井川があり、これは全国2位の数である。

府内の山はすべて1,000メートル以下であり、活火山はない。

また、京都府には平安京以来 1,200 年を超える長い歴史と伝統があり、これらを活かして、世界水準の大学・研究機関、企業の集積や豊かな自然環境等、魅力的な資源・資産が多数存在している。都市としての長い歴史を持つ中、豊かな文化が育まれるとともに、古くから交通の結節点・要衝としての特性を有してきた。関西圏の中央部に位置し、首都圏が被災した場合にも、中央官庁機能のバックアップを果たしうる条件を備えている。

2 気象

京都府の気候は、そのほぼ中央に位置する丹波山地を境にして北部と南部に大別される。北部は日本海気候、南部は太平洋 (瀬戸内)気候の特性をそれぞれ示す。

平均年間降水量は、北部 (舞鶴) では 1,941mm、南部 (京都) は 1,523mm である。近年では、局地的豪雨が増加し、浸水被害が発生している。

3 人口

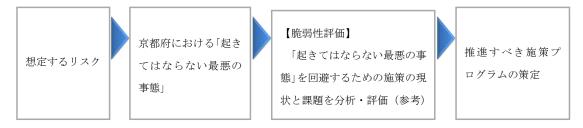
京都府の総人口は、令和7年1月1日現在251.8万人(推計人口)であり、 平成16年の264.8万人をピークとして本格的な人口減少局面にある。

京都市の人口は約143.6万人(同上)であり、一部地域を除き減少傾向にあるものの、府の総人口の半数以上(約57%)を占めている。また、大阪通勤圏である府南部地域では、人口が集中する地域が連たんしており、災害発生時の安全性の確保の観点から留意が必要である。

一方、府域の7割は中山間地域であり、また、府北部地域においては人口の減少とともに地域偏在化が加速しており、災害発生時の住民又は集落の孤立防止の観点から留意が必要である。

第3章 脆弱性評価

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を次の枠組及び手順により行った。脆弱性評価の結果は(参考)のとおり。



1 想定するリスク

府民生活及び経済への影響を考慮して、発生すれば甚大な被害が生じる地震(南海トラフ地震、直下型地震)、日本海側における津波及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する有害物質の拡散・流出等の二次災害、また、地震と豪雨による複合大規模災害や、感染症まん延下における大規模な自然災害の発生等を想定するリスクとし、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

(1) 地震·津波

① 南海トラフ地震

30年以内の発生確率が80%程度(令和7年1月時点)と高くなっている南海トラフ地震については、山城地域及び京都市を中心として、死者約860名、全壊・焼失建物約70,000棟の大きな被害が生じることが想定されている。

② 直下型地震

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、我が国で初めて都市を直撃した直下型地震であり、地震の規模は淡路島北部を震源としてマグニチュード7.3 (兵庫県の一部では震度7、京都市中京区では震度5を観測)、死者6,400余名、負傷者43,700余名に上る甚大な人的被害をもたらした。また、平成30年に発生した大阪北部地震では、大阪府で震度6弱、京都府で震度5強が観測され、死者6名、重傷者62名、61,000棟を超える家屋等の被害が発生した。

京都府には、府域への影響が懸念される活断層が数多く分布しており、 府内で最大の被害発生が懸念される花折断層帯地震では、死者約 4,660 名、全壊・焼失建物約 134,210 棟の甚大な被害が生じると想定されている(京都府地震被害想定調査(2024)による)。

また、個別の断層について、国は「奈良盆地東縁断層帯」、「上町断層帯」及び「琵琶湖西岸断層帯(北部)」における地震の発生確率が相対的に高いと公表している(「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」(地震調査研究推進本部))。

近年発生した大規模な地震は次のとおり。

◇ 平成30年 大阪北部地震(6月18日)

大阪府北部を震源地とする地震が発生。大阪府で震度6弱、京都府で震度5強を観測。

震度(5弱以上):

震度 6 弱:大阪府

震度5強:京都府(京都市の一部、亀岡市、長岡京市、八幡市、大山

崎町、久御山町)、大阪府

震度5弱:京都府(宇治市、城陽市、向日市、京田辺市、南丹市、井

手町、精華町)、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県

被害状況: 死者 6 名 (うち、京都府なし)、重傷 62 名 (うち、京都府 1 名)、軽傷 400 名 (うち、京都府 24 名)

> 全壊 21 棟 (うち、京都府なし)、半壊 483 棟 (うち京都府 8 棟)、一部損壊 61,266 棟 (うち京都府 3,424 棟)

火災7件(うち、京都府なし)

被 害 額(京都府):282,639 千円

③ 津波

中丹・丹後地域では、平成26年8月に公表された「日本海における大規模地震に関する調査検討会」による調査結果を基に、京都府が平成27年度に設定した津波浸水想定において、府内海岸部で最大10.9mの津波水位が想定されている。この津波浸水想定に基づき、平成28年度には津波災害警戒区域の指定を行った。

【府内・周辺の主要な活断層の位置】



(2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

京都府では、昭和26年、山城及び口丹波地方を中心とした局地的な豪雨により、南桑田郡篠村字柏原(現亀岡市柏原)を流れる年谷川上流の平和池が 決壊し、死者・行方不明者114名の人的被害をもたらした。

さらに、昭和28年には、木津川上流域を中心に雷を伴った激しい豪雨に見舞われた。和東町では総雨量428mmの記録的な大雨に見舞われ、ため池の決壊や小河川の氾濫により、死者・行方不明者336名の犠牲者が出る大惨事となった。この大雨は非常に狭い範囲で降ったことから、報道機関によって「集中豪雨」という言葉が使われた最初の事例となった。

また、平成24年には京都府南部豪雨、平成25年には台風18号、平成26年には8月豪雨と、3年連続で大規模な風水害が発生。平成30年には、府域すべての観測地点で総雨量が月平均降水量を超過し、2,300棟を超える浸水被害のあった7月豪雨や、府域の一部地域で観測史上最大の最大瞬間風速を記録した台風第21号といった大規模な風水害が立て続けに発生し、甚大な被害が発生した。

近年発生した大規模な風水害は次のとおり。

◇ 平成30年 7月豪雨(7月6日~7月8日)

府域すべての観測地点で総雨量が月平均降水量を超過

雨 量 等:総雨量 620mm(南丹市)、565mm(京都市左京区)

時間最大 61mm (綾部市、舞鶴市)

被害状況:死者5名、重傷1名、軽傷6名

全壊 18 棟、半壊 50 棟、一部損壊 83 棟

床上浸水 544 棟、床下浸水 1,760 棟

被 害 額(京都府): 27,038,661 千円

◇ 平成30年 台風第21号(9月4日)

京田辺市及び南丹市で観測史上最大の最大瞬間風速を記録

雨 量 等:総雨量113mm(南丹市) 時間最大56mm(南丹市)

最大瞬間風速(観測史上最大):京田辺市(京田辺)34.4m/s、

南丹市 (美山) 28.1 m/s、南丹市 (園部) 27.1 m/s

被害状況:重傷者3名、軽傷者56名

全壊 4 棟、半壊 45 棟、一部損壊 11,532 棟

床上浸水4棟、床下浸水15棟

被 害 額(京都府):6,509,558千円

【近年発生した大規模災害における被害の様子】



平成30年 大阪北部地震 平成30年6月18日 (窓ガラスが破損した京都向日町競輪場(向 日市))



平成30年7月豪雨 平成30年7月6日~7月8日 (舞鶴宮津線(宮津市皆原)の路肩欠壊)



平成30年7月豪雨 平成30年7月6日~7月8日 (綾部市上杉町の土砂崩れ現場)



平成30年 台風第21号 平成30年9月4日 (平野神社拝殿倒壊(京都市北区、府指定建造物))

2 京都府における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている(強靱化基本法第17条第3項)。京都府においては、国土強靱化基本計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、6つの「事前に備えるべき目標」と京都府独自の内容を含めた35の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
至开口冰	1 あらゆる自然災害に対	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設
 I. 人命の保護が		' '	等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
最大限に図られ	の、直接角を取入機関へ	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の
ること		' -	死傷者の発生
J = 1		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
Ⅱ.府内の重要な		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の
機能が致命的な			浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるもの
障害を受けず、			や、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等
維持されること			に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダム
Ⅲ.府民の財産及			の決壊など)等による多数の死傷者の発生
び公共施設に係		1-6	夏屈売り京売笠に伴える粉の取作者のみげ
る被害の最小化			暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
に資すること	2 救助・救急、医療活動が	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活
	迅速に行われるととも		動等の絶対的不足
	に、被災者等の健康・避	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途
Ⅳ.迅速な復旧復	難生活環境を確実に確		絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
興に資すること	保することにより、関連	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数
	死を最大限防ぐ		の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物
			資・エネルギー供給の停止
		2–5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによ
			る社会生活機能の停止
		2-8	自然災害と原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放
			出・拡散の同時発生
	3 必要不可欠な行政機能を	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会
	確保する		の混乱
		3–2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全

機能の大幅な低下 4-1 サブライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産				
4 経済活動を機能不全に NBらせない 4-1 サブライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産			3–3	府・市町村の職員・施設等の被災・感染症のまん延による
・経営執行力低下による国際競争力の低下				機能の大幅な低下
4-2 コンピナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災 爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出 4-3 海上輸送の機能の停止による物流への甚大な影響 4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による府民生活・社会経済活 への甚大な影響 4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、府民生活・社会経済活 への甚大な影響 4-6 異常湯水等による用水供給途絶に伴う、生産活動へのもな影響 4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的能の低下 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害によりインターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サビスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動物・支援が遅れる事態 5-2 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期にわたる機能の停止 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の期間にわたる機能の停止 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が適した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に適した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業	4	経済活動を機能不全に	4–1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力
場条に伴う有害物質等の大規模拡散・流出		陥らせない		・経営執行力低下による国際競争力の低下
# 4-3 海上輸送の機能の停止による物流への甚大な影響 4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による府民生活・商取等への甚大な影響			4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、
海上輸送の機能の停止による物流への基大な影響 4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による府民生活・商取等への基大な影響 4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、府民生活・社会経済活への基大な影響 4-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動へのあな影響 4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的能の低下 5 情報通信サービス、電力等・ラーレジ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報やビスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動力を支援が遅れる事態 1 にとどめるとともに、早期に復旧させる 5-2 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期・大規模にわたる機能の停止 5-3 間にわたる機能の停止 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が退する事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が対に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業				爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
等への基大な影響 4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、府民生活・社会経済活 への基大な影響 4-6 異常湯水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚 な影響 4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的能の低下 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報やビスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動物・支援が遅れる事態 取力供給イントワーク(発変電所、送配電設備)の長期間にわたる機能の停止 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長間にわたる機能の停止 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が退する事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が対に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業			4–3	海上輸送の機能の停止による物流への甚大な影響
4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、府民生活・社会経済混 への甚大な影響 4-6 異常渴水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚 な影響 4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的能の低下 5 情報通信サービス、電力 等ライフライン、燃料供 給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる 5-2 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期にとどめるとともに、早期に復旧させる 5-2 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期間にわたる機能の停止 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長間にわたる機能の停止 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が退する事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が対に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業			4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による府民生活・商取引
4-6 異常温水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚な影響				等への甚大な影響
4-6			4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、府民生活・社会経済活動
本影響 4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的能の低下 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害によりインターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サビスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動物助・支援が遅れる事態 5-2 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期・大規模にわたる機能の停止 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の影間にわたる機能の停止 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が対に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業				への甚大な影響
本形響			4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う。生産活動への基プ
4-7 機地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的能の低下			. •	
能の低下 5 情報通信サービス、電力 等ライフライン、燃料供 給関連施設、交通ネット ワーク等の被害を最小 限にとどめるとともに、早期に復旧させる 5-2 電力供給ネットワーク (発変電所、送配電設備)の長期・大規模にわたる機能の停止 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長間にわたる機能の停止 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が退する事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業			4–7	
5 情報通信サービス、電力 等ライフライン、燃料供 給関連施設、交通ネット ワーク等の被害を最小 限にとどめるとともに、早期に復旧させる 5-2 電力供給ネットワーク (発変電所、送配電設備)の長期 大規模にわたる機能の停止 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長間にわたる機能の停止 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビシンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が 退する事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に 通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業			7 /	
等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる 5-2 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期・大規模にわたる機能の停止 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長間にわたる機能の停止 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビシンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が退する事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が対に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業	5	情報通信サービス 雷力	5–1	
会関連施設、交通ネット ワーク等の被害を最小 限にとどめるとともに、 早期に復旧させる 5-2 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期・大規模にわたる機能の停止 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長間にわたる機能の停止 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が退する事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興がプに遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業	•		0 1	
フーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる 5-2 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期・大規模にわたる機能の停止 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長間にわたる機能の停止 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が退する事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業				
限にとどめるとともに、 早期に復旧させる				
早期に復旧させる・大規模にわたる機能の停止5-3都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長間にわたる機能の停止5-4上下水道施設の長期間にわたる機能停止5-5幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響6社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する6-1自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が退する事態6-2災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態6-3大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が対に遅れる事態6-4住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業			5-2	
5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長間にわたる機能の停止 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が退する事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業			J Z	
間にわたる機能の停止 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が退する事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が対に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業		十巻に後にできる	5_2	
5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が退する事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業			5–3	
5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が退する事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業			E 1	
ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 6 社会・経済が迅速かつ従 前より強靱な姿で復興 できる条件を整備する 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が退する事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業			5-4	エト小垣爬改の女刑間に打たる機能庁正
6 社会・経済が迅速かつ従			5-5	幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通オ
前より強靭な姿で復興できる条件を整備する というできる条件を整備する というできる条件を整備する というできる条件を整備する というできる条件を整備する というできないでは、				ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
できる条件を整備する 退する事態 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業	6	社会・経済が迅速かつ従	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョ
 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業 		前より強靱な姿で復興		ンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰
ーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に 通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大 に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業		できる条件を整備する		退する事態
通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大 に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業			6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディオ
6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大 に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業				ーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に料
に遅れる事態 6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業				通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業			6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大帆
				に遅れる事態
你不敢进步光十岁佐四 珍土与1-121.7 支地			6-4	住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所
一 寺の整偏か進ます復興か天幅に遅れる事態				 等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの			6-5	 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの
壊等による有形・無形の文化の衰退・損失			6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・係
壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・				産等による京都府経済への甚大な影響
1				壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
壊等による有形・無形の文化の衰退・損失			6-6	
6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・				座寺による泉都府経済への甚大な影響

(参考) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
 - 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模 倒壊による多数の死傷者の発生

<指標:現状値>

- ・防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化率 95.1 %(令和6年度) [危機管理部]
- ・大規模集客施設(文化会館、公民館等)の耐震化率 91.9%(令和6年度) [危機管理部]
- ・京都府公共施設等管理方針の策定(平成28年度策定(令和3年度改定済)) 「総務部]
- ・隣保館の耐震化率 94.4%(令和6年度) [文化生活部]
- ・私立学校(幼・小・中・高)の耐震化率 91.3%(令和6年度) 「文化生活部]
- ・災害拠点病院の耐震化率 100%(令和6年度) [健康福祉部]
- ・社会福祉施設の耐震化率 92.1% (令和2年度) [健康福祉部]
- ・住宅の耐震化率約90%(令和5年度) [建設交通部]
- 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率約84%(令和6年度) 「建設交通部」
- ・主要鉄道駅の耐震化率 100.0% (令和6年) 「建設交通部」
- ・大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画の作成数 1,278 箇所(令和6年度) 「建設交通部]
- ・公立学校(幼・小・中)の耐震化率 99.8%(令和6年度) [教育委員会]※公立高等学校の耐震化率 100.0%(平成28年度)

(住宅・建築物等の耐震化)

○ 住宅の耐震化率は、約90%(令和5年推計値)であり、一定の進捗がみられるが、 京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を含めた幅広い減災対策を施した 住宅(減災化住宅)への改修等を一層促進する必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

○ 学校、公民館、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設等の公的な施設の耐震化 は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるもので あり、引き続き耐震化を促進する必要がある。

(危機管理部、文化生活部、健康福祉部、建設交通部、教育委員会)

○ ホテルや旅館等の多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化を更に促進する必要がある。

(全部局)

○ 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの(要緊急安全確認大規模建築物)の耐震化率は、84.3%(令和6年度)であり、地震時に倒壊した場合に甚大な被害が生じるおそれ

があることから、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的に耐震化を促進 する必要がある。

(建設交通部)

○ 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、市町村と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。

(建設交通部)

- 府営住宅等については、建替え等により、耐震化・不燃化を進めるとともに、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、安全性を確保していく必要がある。 (建設交通部)
- 市町村における次期建築物耐震改修促進計画の策定を促進するとともに、令和4年3月に改定した府の公共施設等総合管理計画(京都府公共施設等管理方針)に基づいた取組を進める必要がある。

(総務部、建設交通部、教育委員会)

○ 防災拠点施設等の耐震化を計画的に進め、耐震状況を公表するとともに、天井崩壊防止対策、スプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、安全性を確保していく必要がある。

(危機管理部、総務部、文化生活部、健康福祉部、教育委員会)

(文化財建造物等の耐震化等)

○ 文化財建造物等は観光客等不特定多数の者が訪れることが多いことから、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震化及び保存修理を促進する必要がある。

(文化生活部、教育委員会)

(地震に強いまちづくり等の推進)

○ 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、そ の安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。

(建設交通部)

(建築物の応急危険度判定及び宅地の危険度判定)

○ 地震発生後の二次災害防止のため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度 判定を速やかに実施できるよう、京都府においては協議会を設け、近畿府県や判定 の実施主体となる市町村等と連携を図っているところであるが、甚大な地震被害を 想定し、体制の充実・強化を図る必要がある。

(建設交通部)

(国、府、市町村連携による防災対策)

○ 府、市町村、地域住民が一体となって大規模な被害が想定される地域における防 災対策を行う必要がある。

(危機管理部)

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

<指標:現状値>

- 消防水利の設置数 60,851 基(令和5年度) [危機管理部]
- ・ 府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0% (令和6年度) 「建設交通部]
- ・ 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 196 箇所の内 175 箇所 (令和 6 年度)

「建設交通部]

・ 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (路面段差防止対策) 91.4% (令和6年度)

「建設交通部」

- ・ (再掲) 防災拠点施設 (庁舎、警察署、避難所等) の耐震化率 95.1% (令和6年度) [危機管理部]
- ・(再掲)大規模集客施設(文化会館、公民館等)の耐震化率 91.9%(令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 私立学校(幼・小・中・高)の耐震化率 91.3%(令和6年度) [文化生活部]
- ・ (再掲) 災害拠点病院の耐震化率 100%(令和6年度) [健康福祉部]
- · (再掲) 社会福祉施設の耐震化率 92.1% (令和2年度) [健康福祉部]
- (再掲)住宅の耐震化率約90%(令和5年度) 「建設交通部」
- ・ (再掲)要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 約84% (令和6年度) 「建設交通部]
- ・(再掲)公立学校(幼・小・中)の耐震化率99.8%(令和6年度) [教育委員会]※公立高等学校の耐震化率100.0%(平成28年度)

(火災発生の防止対策)

○ 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、感震ブレーカーの設置、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動等について府民に啓発する必要がある。

(危機管理部)

(住宅密集地における延焼防止対策)

○ 大規模地震による市街地火災のリスクが高い危険な密集市街地については、既存 建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、災害時の避難 場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行 う土地区画整理事業及び公園緑地整備事業を市町村と連携しながら推進する必要が ある。

(建設交通部)

○ 密集市街地内の建築物の耐震化や不燃化、倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。

(建設交通部)

(住宅・建築物等の耐震化)

○ 住宅の耐震化率は、約90%(令和5年推計値)であり、一定の進捗がみられるが、 京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を含めた幅広い減災対策を施した 住宅(減災化住宅)への改修等を一層促進する必要がある。(再掲)

(危機管理部、建設交通部)

○ 防災拠点施設等の耐震化を計画的に進め、耐震状況を公表するとともに、天井崩壊防止対策、スプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、安全性を確保していく必要がある。(再掲)

(危機管理部、総務部、文化生活部、健康福祉部、教育委員会)

○ 学校、公民館、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設等の公的な施設の耐震化 は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるもので あり、引き続き耐震化を促進する必要がある。(再掲)

(危機管理部、文化生活部、健康福祉部、建設交通部、教育委員会)

- ホテルや旅館等の多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化を更に促進する必要がある。(再掲) (全部局)
- 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの(要緊急安全確認大規模建築物)の耐震化率は、84.3%(令和6年度)であり、地震時に倒壊した場合に甚大な被害が生じるおそれがあることから、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的に耐震化を促進する必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(救助体制の強化のための耐震化)

○ 消火活動、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、道路橋の 耐震化や無電柱化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する必要 がある。

(建設交通部)

(文化財の防火対策)

○ 文化財所有者等による防災設備の整備や日常点検、防火訓練等の実施を支援する 必要がある。

(文化生活部、教育委員会)

○ 市町村と連携し、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援 を行う必要がある。

(文化生活部、教育委員会)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

<指標:現状値>

・津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸の5市町(舞鶴市、宮津市、京丹 後市、伊根町、与謝野町)の割合 0%(令和6年度) [危機管理部]

(河川、海岸等の整備・耐震化及び機能保全の推進)

○ 日本海側で想定される津波に備えて、国、府、市町や関係機関が連携し、設計津波に対応できる海岸保全施設等や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を進める必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

○ 津波からの避難を確実に行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避 難路の整備にあわせた無電柱化等の対策を関係機関が連携して進める必要がある。

(建設交通部)

(河川管理施設、海岸保全施設及び港湾施設等の整備、維持管理等)

○ 大規模津波による災害が想定される河川、海岸、港湾等の施設や府民が避難する際の誘導に活用される道路情報板等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適正な管理に努め、津波襲来時にもこれらの施設等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事等を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(津波避難体制の整備)

○ 津波防災に関する広報・啓発活動を実施するとともに、津波避難計画やハザードマップの作成・改訂の促進や実践的な避難訓練の実施を促進することなどにより、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(危機管理部)

〇 日本海沿岸市町における津波浸水想定を平成28年3月に設定し、津波災害警戒区域を平成29年3月に指定したことから、今後は市町における避難計画の整備・充実を支援する必要がある。

(危機管理部)

(避難誘導体制の強化)

○ 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、市町村、警察、消防と地元 消防団、自治会等の連携を強化する必要がある。

(危機管理部、警察本部)

(国、府、市町村連携による防災対策)

○ 府、市町村、地域住民が一体となって大規模な被害が想定される地域における防災 対策を行う必要がある。(再掲)

(危機管理部)

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死 傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による 洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

<指標:現状値>

・調査を要する防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価の実施 88 箇所(令和6年度)

[農林水産部]

・対策の必要な防災重点農業用ため池の廃止・整備工事の着手数 17 箇所 (令和6年度)

[農林水産部]

- ・防災重点農業用ため池に係るハザードマップ作成率 96.7% (令和6年度) 「農林水産部]
- ・府が管理する河川のうち、河川改修事業実施中の河川における浸水想定区域の面積

約3,224ha (令和6年度) [建設交通部]

- ・府管理河川の河川整備率 (時間雨量 50mm (概ね 1/10 規模) に対応できる整備が完成した区間の整備率)37.6%(令和 5 年度) [建設交通部]
- ・市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図の作成・公表 府が管理する全377河川(令和4年) 「建設交通部」
- ・地籍調査進捗率 約8% (令和5年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸の5市町 (舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町)の割合 0% (令和6年度) [危機管理部]

(総合的な治水対策の推進)

○ 京都府域では、近年の気候変動等の影響により、水災害の更なる頻発化、激甚化が 懸念されることから、河川については河道の掘削や築堤、下水道については雨水貯留 施設の整備等のハード対策を一体となって着実に進める必要がある。また、公園や公 共施設等を利用した貯留浸透施設の整備、田んぼダム・農業用ため池の活用等、土地 利用と一体となった減災対策に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・内水 ・高潮ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域防災力の強化といったソ フト対策を行うことにより、計画規模を超える豪雨等にも対処できる総合的な治水対 策を国、市町村と連携しながら一層推進する必要がある。

さらに、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備え

る水防災意識社会の再構築を一歩進め、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換を推進する必要がある。

(危機管理部、農林水産部、建設交通部)

(河川、下水道施設等の整備推進)

○ 淀川水系の宇治川・木津川・桂川、由良川水系及び日本海側の二級河川について、 国や市町村と連携し、必要に応じて河川整備計画の変更や新規策定を進めるととも に、整備計画に基づいた施設整備を着実に進めていく必要がある。

(建設交通部)

○ 河川整備については、洪水を安全に流下させるための河道の掘削・築堤・護岸の工事、放水路、排水機場やダムの整備等の治水対策を進めてきたが、未だ整備途上であり、近年浸水被害を受けた河川及び国等と連携して整備を行う河川の改修、河川堤防の質的強化及び天井川の切下げ等の対策を重点的に実施し、一層の治水対策の強化を図る必要がある。さらに河川堤防や排水機場の耐震化、京都府南部地域に多い天井川の地震対策を進める必要がある。

(建設交通部)

○ 下水道施設の雨水対策については、公共下水道の雨水幹線や雨水貯留施設の整備を 促進するとともに、桂川右岸流域下水道の「いろは呑龍トンネル」の残る3箇所の接 続施設を早期に供用開始することにより浸水被害の軽減を図る必要がある。また、住 宅等に雨水貯留タンク(通称:マイクロ呑龍)を設置して府民総ぐるみで雨水を「貯 める」取組を市町村と連携しながら進めることにより、浸水被害の軽減と防災意識の 向上を図る必要がある。

(建設交通部)

(河川、下水道施設等の適切な維持管理等)

○ 河川堤防、樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設、海岸保全施設及び雨水 幹線等の下水道施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、集中 豪雨時等でも施設の機能が確実に発揮されるよう、海岸保全施設の機能保全や老朽化 対策を着実に進める必要がある。

(建設交通部)

(高潮対策としての海岸保全施設等の整備・補強)

○ 台風等異常気象時において高潮による市街地等の浸水を防ぐため、海岸保全施設等 の整備・補強を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(農業用水利施設の防災対策)

○ 人的被害を及ぼすおそれのある農業用ため池(防災重点農業用ため池)を中心として、老朽化したため池等農業用水利施設の整備や適切な維持管理を行うとともに、農業用ため池の事前放流による雨水貯留等の治水対策に取り組む必要がある。また、防

災重点農業用ため池に係るハザードマップを活用して、府民の防災意識の向上を図る 必要がある。

(農林水産部)

(ハザードマップ作成等のソフト対策の推進)

○ マルチハザード情報提供システムの周知を行うとともにその情報更新を随時行い、 日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を維持することにより、府民の避難 体制の確保や防災意識の向上を図る必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

○ 市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図は、令和4年10月に府管理の全377河川について作成・公表が完了したことから、今後は、河川整備状況や土地利用に大きな変化が生じた場合に浸水想定区域図を更新する必要がある。

(建設交通部)

○ 近年の台風大型化、線状降水帯の発生等に起因する豪雨により、中小河川の氾濫による浸水被害が発生するリスクが高まっており、防災上、重要な河川に水位計を設置するとともに、避難判断の目安となる水位の設定を推進する必要がある。

(建設交通部)

○ 中小河川では、降雨による水位上昇が急激に発生し、リアルタイムの雨量・水位情報の提供だけでは、住民の早期避難に繋がらず逃げ遅れが生じるため、防災上、重要な河川において、水位の予測情報を市町村に提供するなど、災害時の対応力を強化する必要がある。

(建設交通部)

(国、府、市町村連携による防災対策)

○ 府、市町村、地域住民が一体となって大規模な被害が想定される地域における防災 対策を行う必要がある。(再掲)

(危機管理部)

(河川、海岸等の整備・耐震化及び機能保全の推進)

○ 日本海側で想定される津波に備えて、国、府、市町や関係機関が連携し、設計津波に対応できる海岸保全施設等や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を進める必要がある。(再掲)

(危機管理部、建設交通部)

○ 津波からの避難を確実に行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避 難路の整備にあわせた無電柱化等の対策を関係機関が連携して進める必要がある。 (再掲)

(建設交通部)

(河川管理施設、海岸保全施設及び港湾施設等の整備、維持管理等)

○ 大規模津波による災害が想定される河川、海岸、港湾等の施設や府民が避難する際の誘導に活用される道路情報板等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適正な管理に努め、津波襲来時にもこれらの施設等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事等を進めていく必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(津波避難体制の整備)

〇 日本海沿岸市町における津波浸水想定を平成28年3月に設定し、津波災害警戒区域を平成29年3月に指定したことから、今後は市町における避難計画の整備・充実を支援する必要がある。(再掲)

(危機管理部)

(災害に強い情報通信基盤の整備)

○ 府民への迅速かつ確実な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災 拠点・重要拠点のネットワーク完全二重化や光ファイバネットワーク経路の複線化、 防災行政無線のデジタル化整備等、通信システムの業務継続性の確保や強化を促進す る必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部)

(災害情報の迅速・的確な把握)

○ ドローンやヘリテレ映像等により火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握 を強化する必要がある。

(危機管理部)

(防災拠点施設等における電源の確保)

○ 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切 に設置しておく必要がある。

(総務部、施設所管部局)

(関係機関等による情報連絡体制の整備)

○ 緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。

(危機管理部、警察本部)

(地籍調査の推進)

○ 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備するため、地籍調査を進める必要がある。

(建設交通部)

(関係機関の連携強化と避難体制の強化)

○ 平成 25 年台風第 18 号においては、府内の天ヶ瀬ダム等でただし書き操作(異常洪水時防災操作)による緊急放流を行い、日吉ダム、大野ダムではサーチャージ水位(洪水時設計水位)を超えるなど切迫した状況となった。今後、この教訓を踏まえ、サーチャージ水位を超える出水も想定して国、府、市町村等、関係機関との一層の連携強化と府民への情報提供、避難体制の強化を図る必要がある。

(建設交通部)

(低地地域の河川施設の耐震化等)

○ 堤防、水路橋、排水機場の耐震化を促進する必要がある。

(建設交通部)

○ 市町村が管理する河川施設の改良整備を促進する必要がある。

(建設交通部)

1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

<指標:現状値>

- ・山地災害危険地区の整備数 1,768 箇所(令和5年度) [農林水産部]
- ・間伐実施面積 1,714ha(令和5年度) [農林水産部]
- ・土砂災害防止法 (平成 12 年法律第 57 号) による土砂災害警戒区域等の指定

17,360 箇所 (令和 6 年度) 「建設交通部]

- ・土砂災害から保全される人家戸数 2.08 万戸(令和6年度) [建設交通部]
- ・土砂災害から保全される要配慮者利用施設及び避難所の施設数 [建設交通部] 要配慮者利用施設 73 施設 (令和6年度)

避難所 179 施設 (令和6年度)

- ・土石流対策施設等による対策済みの土砂災害警戒区域数 533 箇所(令和6年度) [建設交通部]
- ・地すべり防止施設の整備済数 23 箇所 (令和5年度) 「建設交通部]
- ・急傾斜地崩壊防止施設による対策済みの土砂災害警戒区域数 451 箇所(令和6年度)

[建設交通部]

(総合的な土砂災害対策の推進)

○ 府内には、令和6年度末時点において17,360箇所の土砂災害警戒区域が存在するが、社会経済上重要な施設等の保全に係る土砂災害対策として砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策だけでは多くの時間と費用がかかり、速やかに府民の生命や財産を守ることができない状況にある。このため、ハード整備の着実な推進に併

せて、市町村とも連携しながら、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、府民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

(土砂災害対策のハード整備)

○ 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、急傾斜地 崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の一層の整備の推進が必要である。しかし、未整 備箇所が数多く残されていることから、国の施策等を効果的に活用しながら、要配慮 者利用施設や避難所等を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に整備を 進めていく必要がある。

(建設交通部)

(土砂災害警戒区域の指定等)

○ 令和6年度末時点で17,360箇所を土砂災害警戒区域等に指定済であるが、近年、 全国的に土砂災害警戒区域外でも人的被害が発生しており、高精度な地形情報を活用 した調査などにより土砂災害警戒区域等の追加指定を推進する必要がある。また、概 ね5年ごとに、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等について は土砂災害警戒区域等の見直しを行う必要がある。

(建設交通部)

(砂防施設等の維持管理等)

○ 砂防えん堤等の砂防関係施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に 努め、異常豪雨時等にも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策と併 せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(災害に強い森林づくり)

○ 山地災害を未然に防ぐため、被害発生リスクの高い箇所において治山・森林整備事業等を実施し、万が一災害が発生してもその被害規模が最小限に抑えられるよう、危険木の処理や再造林などによる森林管理を迅速かつ適切に実施する必要がある。

(農林水産部)

(危険情報の収集・提供体制の確立)

○ 土砂災害、地すべり、重要施設の耐震化・液状化・排水等に係るハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進するとともに、河川堤防、道路・橋梁の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び府民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(建設交通部)

(国、府、市町村連携による防災対策)

○ 府、市町村、地域住民が一体となって大規模な被害が想定される地域における防災 対策を行う必要がある。 (再掲)

(危機管理部)

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

<指標:現状値>

・府有除雪機械の保有台数 63 台(令和6年度) [建設交通部]

(雪害への対策)

○ 豪雪による孤立地域の発生や、家屋倒壊を防ぐため、市町村と協力し効率的な除雪 のための仕組みを維持する必要がある。

(建設交通部)

○ 府管理道路の除雪作業に使用する除雪機械については、耐用年数に応じた機械更新 を適切に行うなど、体制の維持確保に努める必要がある。

(建設交通部)

○ 大雪による鉄道輸送障害により、帰宅困難者が発生した場合には、府、市町村、鉄 道事業者等が連携して帰宅困難者の安全を確保することが必要である。

(危機管理部・建設交通部)

○ 倒木による道路の通行不能や、電柱倒壊、断線が同時多発的に発生することから、 感電等の二次災害を防止しながら倒木撤去作業を行う必要があるため、道路管理者、 電力事業者及び電気通信事業者間における連携体制を平時から構築しておく必要が ある。また、事前に電気施設に関わる倒木危険箇所を把握し、道路等のインフラ重要 度に応じて、電柱の移設、事前伐採等による予防保全を進める必要がある。

(危機管理部・建設交通部)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を 確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<指標:現状値>

- · 家具固定率 45.2%(令和6年度) 「危機管理部]
- ・自主防災組織の組織率 90.9% (令和6年度) [危機管理部]
- ・自主防災リーダーの養成数 3,100人(令和6年度) [危機管理部]
- ・消防団員の充足率 83.7% (令和6年度) [危機管理部]
- ・地域の消防等の行政機関との間で共同訓練等を実施している府立学校の割合

64.8%(令和5年度) [教育委員会]

・(再掲)防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化率 95.1%(令和6年度)

[危機管理部]

(救助体制の強化)

○ 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等と連携した 広域受援計画の策定を進め、大規模災害時の災害対応の実効性を高めるとともに、 関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る 必要がある。

(危機管理部、建設交通部、警察本部)

○ 発災時、直ちに対応する警察署員のレスキュー技能向上のため、機動隊等におけるレスキュー技能指導員の育成・強化を図るとともに、訓練施設を活用して実践的な教養・訓練を反復実施し、災害対応能力を維持する必要がある。

(警察本部)

○ 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊(広域警察航空隊)、消防、自 衛隊等による広域受援体制を確立するため、ヘリポート機能など広域防災活動拠点 の機能強化を進めるとともに、府災害対策航空運用調整マニュアルに基づく運用体 制を維持・強化する必要がある。

(危機管理部、警察本部)

(警察機能の維持対策の推進)

○ 警察機能の不全に備えて確保している警察署の代替施設への移転訓練等を行うな ど、平時から管内情勢を踏まえた機能維持対策を推進する必要がある。

(警察本部)

(防災拠点の耐震化)

○ 防災拠点施設となる庁舎、警察署等の耐震化を計画的に推進する必要がある。

(危機管理部、総務部、警察本部、施設所管部局)

(家庭・学校・地域等における防災対策)

○ 府民の防災に関する意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の 準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、 家庭における防災対策を進める必要がある。

(危機管理部)

○ 地域毎に意見交換しながら地区防災計画や水害等避難行動タイムラインを作成 し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実 施、防災資機材の整備等、地域防災力の充実・強化を図る必要がある。

(危機管理部、教育委員会)

○ 指導者向けに、防災教育を含む学校安全研修等を継続して実施するなど、教職員 の危機対処能力の向上を図り、学校の危機管理体制を強化する必要がある。

(教育委員会)

○ 府及び市町村の災害ボランティアセンター機能を強化・充実するとともに、自主 防災リーダーや災害ボランティアを育成し、地域防災力を高める必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

○ 消防団への加入を進めるとともに、消防団員OBの活用や府立消防学校による消防団員の教育訓練等により、消防団員の養成を行う必要がある。

(危機管理部)

○ 消防団員や自主防災組織・自治会等と連携した避難訓練等を実施し、災害時に適切な避難ができるような人材の養成を行う必要がある。

(危機管理部)

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給 の途絶による医療機能の麻痺

<指標:現状値>

- ・災害派遣医療チーム (DMAT) の養成数 60 チーム(令和6年度) [健康福祉部]
- ・福祉避難サポートリーダーの養成数 延べ 2,237 人養成(令和6年度) 「健康福祉部]
- ・災害派遣福祉チーム (DWAT) の養成数 延べ213人(令和6年度) [健康福祉部]
- ・災害用医薬品流通備蓄量 27,000 人分(17薬効)(令和6年度)[健康福祉部]
- ・広域医療搬送拠点 (SCU) の運用資機材の整備数 1 箇所(令和6年度) [健康福祉部]
- ・信号機電源付加装置の整備数 762機(令和6年度) [警察本部]
- ・府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合

11.2% (令和4年度) [総合政策環境部]

・府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合

18.3% (令和4年度) [総合政策環境部]

・ (再掲) 災害拠点病院の耐震化率 100%(令和6年度) [健康福祉部]

- · (再掲) 社会福祉施設の耐震化率 92.1% (令和2年度) [健康福祉部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0% (令和6年度) [建設交通部]
- ・(再掲)府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 196 箇所の内 175 箇所(令和 6 年度)

「建設交通部〕

・(再掲)府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率(路面段差防止対策) 91.4%(令和6年度)

[建設交通部]

・ (再掲) 府有除雪機械の保有台数 63 台 (令和 6 年度) 「建設交通部]

(災害時におけるエネルギーの確保)

○ 災害拠点病院については自家発電装置や燃料タンク等を設置しており、3日程度 のエネルギー供給は可能であるが、長期途絶の場合には、関係機関との連携により 緊急的な燃料供給が可能となるよう、エネルギー確保に努める必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

(緊急輸送道路等の確保、整備等)

- 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の 整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携等に より、災害時の緊急輸送道路等、緊急交通路をさらに適切に確保する必要がある。 (建設交通部、警察本部)
- 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める必要がある。また、緊急輸送道路等の重要な道路を守るためにも橋梁の耐震化、無電柱化、法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等対策を着実に推進する必要がある。

(建設交通部)

(緊急輸送道路等の適切な維持管理等)

○ 緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設等の既存ストックについて、 アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて 計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(府内医療機関等の耐震化)

○ 府内全ての医療機関、社会福祉施設の耐震診断及び耐震改修を促進する必要がある。

(健康福祉部)

(特別な配慮が必要な人への支援)

○ 避難行動要支援者の個別避難計画の策定や計画に基づいた訓練の実施、京都DW ATによる福祉支援や福祉避難サポートリーダーの育成、保健師による健康調査等により、被災者への福祉支援提供体制の確保を進める必要がある。

(健康福祉部)

(災害時の医療・救護体制の整備)

○ 京都府災害拠点病院等連絡協議会を中心として災害時医療体制を整備する必要がある。

(健康福祉部)

○ DMATの養成を進めるとともに、災害拠点病院や災害医療コーディネーターと 連携した研修会・訓練を実施する必要がある。

(健康福祉部)

○ 災害拠点病院の設備の整備のほか、医療機関の被害状況の把握体制や救護所への 応援体制、医薬品・医療用品の確保体制を強化する必要がある。

(健康福祉部)

○ 災害支援ナースの災害対応能力を向上させる必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

○ ドクターへリ等を活用した重症患者の広域搬送体制を構築するため、災害拠点病院のヘリポートの整備やSCUの整備、運用計画の策定、訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

(健康福祉部)

○ 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制の強化や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、交通監視カメラや信号機電源付加装置等交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進するなど、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。

(危機管理部、健康福祉部、建設交通部、警察本部)

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心 理状態の悪化による死者の発生

<指標:現状値>

・市町村が管理する下水管渠(公共下水道)における地震対策実施率 38.9% (令和5年度)

[建設交通部]

- ・府が管理する下水管渠(流域下水道)における地震対策実施率 67.2%(令和6年度) 「建設交通部」
- ・多様な視点での防災対策意見交換会の開催 1回(令和6年度) [危機管理部]
- ・災害派遣精神医療チーム (DPAT) の養成数 延べ44名 (令和6年度) [健康福祉部]
- ・ (再掲) 福祉避難サポートリーダーの養成数 延べ2,237 人養成(令和6年度) [健康福祉部]
- ・ (再掲) DWATの養成数 延べ213人(令和6年度) [健康福祉部]

(被災地・避難所の衛生管理)

○ 避難所等における感染症のまん延を防止するため、衛生環境を適切に確保すると ともに、換気や避難者スペースの確保を促進する必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

○ 感染症のまん延防止のため、市町村と連携し、有症者の隔離、被災者の衣食住等、 生活全般について衛生環境を整備する体制の構築を図る必要がある。

(健康福祉部)

○ 避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及や断水時に利用可能なトイレ、 臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛 生環境の維持体制を確立する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部、文化生活部)

○ マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」の整備について、市町村を支援する必要がある。

(建設交通部)

○ 避難所のユニバーサルデザイン化を推進し、全ての方が安心して過ごすことのできる避難所づくりを推進する必要がある。

(健康福祉部)

- 被災者等の健康・食事管理やメンタルヘルスケアの充実を図る必要がある。 (健康短知)
- 生活不活発病への予防等リハビリテーション支援の充実を図る必要がある。 (健康福祉部)
- 水循環型シャワーや手洗いスタンド等新たな資機材を活用し、避難所の環境整備 を進める必要がある。

(危機管理部)

○ 洋式トイレ・マンホールトイレ・災害用浄化槽の設置促進、トイレトレーラーの 広域的確保、民間入浴施設の活用等、避難所における快適なトイレ環境や入浴施設 の確保を推進する必要がある。

(危機管理部)

○ 炊き出し資機材等の確保、キッチンカーの活用等、避難生活の長期化に伴う避難 所の食事環境の整備を推進する必要がある。

(危機管理部)

○ 避難所におけるプライバシーの確保や健康維持に必要な、パーティションや簡易 ベッド等の資機材の確保を推進する必要がある。

(危機管理部)

○ 多様なニーズに配慮した避難所の自主的な運営を支援する必要がある。

(危機管理部、文化生活部)

(特別な配慮が必要な人への支援)

○ 高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿 等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難 サポートリーダーや福祉専門職からなるDWATの養成を進める必要がある。(再掲)

(健康福祉部)

(下水道施設の耐震化)

○ 災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を 着実に進める必要がある。

(建設交通部)

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給 の停止

<指標:現状値>

· 重点備蓄品目充足率 (府+市町村)

飲料水 165.3%、毛布 138.8%、その他品目 100%以上(令和6年度) [危機管理部]

・水産物流通拠点の舞鶴漁港(府管理)の耐震・耐津波対策の整備率

0.0% (令和6年度) [農林水産部]

- ・府管理の漁港 (舞鶴漁港、中浜漁港) で策定した長寿命化計画(機能保全計画含む) に基づく ハード対策の実施率 58.0% (令和6年度) [農林水産部]
- ・府内の耐震強化岸壁の延長 260m (令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0% (令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 196 箇所の内 175 箇所 (令和 6 年度)

[建設交通部]

- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (路面段差防止対策) 91.4% (令和6年度) 「建設交通部〕
- ・(再掲)府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合

11.2% (令和4年度) [総合政策環境部]

・ (再掲) 府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合

18.3% (令和4年度) [総合政策環境部]

(緊急物資の備蓄促進)

○ 必要量を確保できる備蓄倉庫を整備し計画的な備蓄を進めるとともに、府民や企業に対しては、3日分(可能であれば1週間分)の備蓄推奨に係る啓発を実施する必要がある。

(危機管理部)

○ 給水車の整備等、応急給水の確保体制を整備する必要がある。

(建設交通部)

(避難所への支援物資の適切な輸配送)

○ 物資の確保・調達及び輸配送について関西広域連合と連携して構築した 0 次物資拠点の体制を維持・強化する必要がある。

(危機管理部)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

○ 交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人 員輸送に係る応援協定の締結等により、災害時の緊急輸送道路、緊急交通路を確保 する必要がある。

(建設交通部、警察本部)

○ 救急救援活動等に必要な重要物流道路、代替・補完路及び緊急輸送道路等(以下「緊急輸送道路等」という。)や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する必要がある。

(建設交通部)

○ 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路や直轄国道の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。

(建設交通部)

○ 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、 漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努 め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災 対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(農林水産部、建設交通部)

○ 災害時に海の物資輸送ルートの確保により人流・物流インフラ機能を維持するため、津波、高潮及び海岸侵食等に備えて、海岸保全施設の機能保全や老朽化対策を 着実に進める必要がある。

(建設交通部)

○ がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や応急復旧等のために 必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念があることから、応急対策業務 や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保する とともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。

(建設交通部)

(海岸・港湾施設の整備等)

○ 海岸施設の点検を実施し、避難施設、避難路の整備等を進める必要がある。

(建設交通部)

○ 被災地支援を考慮した港湾施設の整備及び整備計画の策定を進める必要がある。

(建設交通部)

(関係団体との協力体制の強化)

○ 関係機関や企業等と災害時応援協定を締結し、連携訓練を実施するなど、物資供給に係る協力体制を強化する必要がある。

(危機管理部)

(避難所の体制確保)

○ 避難所の運営体制を整備するとともに、市町村、学校、地元自治会等と連携して 避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する必要がある。

(危機管理部、教育委員会)

○ 避難所に太陽光発電等をさらに整備するとともに、飲料水、電気、ガス、通信等 が断絶した場合に早期に復旧できる体制を整備する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部)

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

<指標:現状値>

- 帰宅困難者対策訓練等の実施回数 1回(令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 防災拠点施設 (庁舎、警察署、避難所等) の耐震化率 95.1% (令和6年度)

「危機管理部]

(一時避難所の確保)

○ 避難所やホテル・旅館の耐震化を進めるとともに、一時避難所として中規模ホテル・旅館をはじめとする民間の施設が活用できるよう、避難所としての指定を促進する必要がある。さらに、コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者や観光関連事業者等と連携した帰宅支援ステーションの充実を図る必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部、建設交通部)

(帰宅困難者対策)

○ 市町村、警察、消防等と連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進するととも に、企業等に対しては従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す必要 がある。

(危機管理部、警察本部)

○ 関西広域連合と連携し、災害時帰宅困難者に係る支援協定の締結事業者をさらに 拡大していく必要がある。

(危機管理部)

(観光客対策)

- 観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報提供体制を構築するなど、各市町村に応じた災害時における観光客保護対策を促進する必要がある。 (危機管理部、商工労働観光部)
- 外国人観光客に対しては、わかりやすい日本語や多言語による情報へのアクセス 方法について周知する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

(鉄道不通時の代替輸送手段の確保等)

○ 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、被害の状況に応じて、公共交通機関と連携し、 代替輸送手段や一時滞在施設等の確保に努める。

(危機管理部、建設交通部)

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

<指標:現状値>

- · (再掲) 重点備蓄品目充足率 (府+市町村)
 - 飲料水 165.3%、毛布 138.8%、その他品目 100%以上(令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 府有除雪機械の保有台数 63 台 (令和 6 年度) 「建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0% (令和6年度) 「建設交通部]
- ・(再掲)府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 $\,196\,$ 箇所の内 $\,175\,$ 箇所(令和 $\,6\,$ 年度)

「建設交通部】

・(再掲)府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率(路面段差防止対策) 91.4%(令和6年度)

「建設交通部)

(孤立可能性地域の災害対応体制の整備)

○ 孤立集落の発生に備え、孤立可能性のある地域を把握して整備した最新のデータ ベースを活用して、市町村及び自衛隊・警察・消防等の実動機関と共有することで、 通信手段の確保、救出・救助資機材、車両の整備、救出・救助訓練の実施等、対応 能力の向上を図る必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

(孤立集落防止に向けた道路ネットワークの整備等)

○ 災害発生時における孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人員や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等の対策を着実に推進する必要がある。

(建設交通部)

○ 台風や集中豪雨等の大規模な災害の発生による孤立集落の発生や長期化等の可能性に備えて、異常気象時通行規制区間の代替等複数のルートを確保するため、多様な主体が管理する道路を把握し、活用を図るとともに、市町村等とも連携してこれらの道路の整備を推進する必要がある。

(建設交通部)

○ 府管理道路の除雪作業に使用する除雪機械については、耐用年数に応じた機械更 新を適切に行うなど、体制の維持確保に努める必要がある。 (再掲)

(建設交通部)

○ 孤立した集落への救援ルートの早期確保、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保する必要がある。

(建設交通部)

(孤立集落支援ルートの整備、維持管理等)

○ 孤立した集落への救援ルート上にある橋梁、トンネル、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(救助体制の強化)

○ 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等と連携した 広域受援計画の策定を進め、大規模災害時の災害対応の実効性を高めるとともに、 関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る 必要がある。(再掲)

(危機管理部、建設交通部、警察本部)

○ 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊(広域警察航空隊)、消防、自 衛隊等による広域受援体制を確立するため、ヘリポート機能など広域防災活動拠点 の機能強化を進めるとともに、府災害対策航空運用調整マニュアルに基づく運用体 制を維持・強化する必要がある。

(危機管理部、警察本部)

○ 中山間地域や沿岸部などにおいて救援部隊が到着するまでの住民相互の初期救助 能力を培う必要がある。

(危機管理部)

○ 孤立可能性の高い地域における空路・海路による救助能力の向上を図る必要がある。

(危機管理部)

(孤立集落における物資の確保・輸送)

○ 孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保するとともに、ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送体制を整備する必要がある。

(危機管理部)

2-7 大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の 停止

(市町村との連携)

○ 市町村等と連携し、新たな感染症に迅速に対応できる体制を構築する必要がある。 (危機管理部、健康福祉部)

(防疫対策)

○ 感染症の発生・まん延を防ぐため、市町村等と連携し、平時から予防接種を促進 するとともに、消毒や害虫駆除等を行う体制を構築する必要がある。

(健康福祉部)

○ マスク、ガウン、医療用手袋等のPPE (個人防護具) の多くは海外で生産されており、各国の輸出規制などにより感染症のまん延時には供給が不安定となるため、消毒用アルコールを含め医療資材の備蓄をする必要がある。

(健康福祉部)

(まん延防止のための情報発信)

○ 感染状況や経済情勢等を踏まえた適切な対策に時期を逸することなく取り組むと ともに、府民や事業者に対して必要な情報発信を行う必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

2-8 自然災害と原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散の同時発生

<指標:現状値>

・原子力総合防災訓練等の開催数 1回(京丹波町) (令和6年度) 「危機管理部]

(緊急事態における避難時の避難道路の整備、避難車両・運転員の確保等)

○ 「緊急事態の防護措置」にあたっては、緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に 実施できる体制を整える必要がある。また、屋内退避中の住民に対する的確な情報 提供、避難道路の確保、他県からの流入車両による渋滞対策、避難行動要支援者用 を含めた避難車両・運転員の確保、安定ヨウ素剤の配布方法等について、訓練等を 通じて、避難計画を継続的に見直し、実効性を高める必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部、健康福祉部、建設交通部)

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

<指標:現状値>

・警察本部、警察署の耐震化率 82.8% (令和6年度) [警察本部]

(警察部隊の応援・受援体制の充実)

○ 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、耐 震化の推進等、警察施設の機能向上や通信機能等の向上を図る必要がある。

(警察本部)

- 警察機能の不全に備えて確保している警察署の代替施設への移転訓練等を行うなど、平時から管内情勢を踏まえた機能維持対策を推進する必要がある。(再掲) (警察本部)
- 警察災害派遣隊の受援体制を強化するとともに、広域的な活動拠点の確保・充実 が必要である。

(警察本部)

3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

(中央官庁機能バックアップ)

○ 東日本大震災の教訓から、首都圏に一極集中した中央官庁機能の分散と被災時の バックアップの必要性が認識されたところであり、国全体の安心・安全確保の観点 から、中央官庁機能のバックアップについて、京都が果たすべき機能・役割を検討 することが必要である。

(総合政策環境部)

(高速鉄道網の整備)

○ 首都圏と関西を繋ぐ移動手段等の多様性及び冗長性を確立するため、北陸新幹線 やリニア中央新幹線等の高速鉄道網を整備する必要がある。

(建設交通部)

3-3 府・市町村の職員・施設等の被災・感染症のまん延による機能の大幅な低下

<指標:現状値>

- ・市町村のBCPの策定率 100.0%(令和6年度) [危機管理部]
- ・(再掲)防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化率 95.1%(令和6年度)

[危機管理部]

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

○ 府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)や市町村の防災拠点施設の耐震化 及び災害時の電源確保を計画的に推進する必要がある。

(危機管理部、総務部、教育委員会、警察本部、施設所管部局)

(災害対策活動の初動体制の整備)

○ 災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、市町村と連携した実践的な災害対 応訓練や研修の実施、各防災機関等における緊急参集体制の整備・強化、マニュア ルの見直しや改善を促す必要がある。

(危機管理部)

○ 危機管理センターを活用し、国等と連携して自然災害等のあらゆる危機事象に迅速・的確に対応できるよう訓練等を実施する必要がある。 (危機管理部)

(業務継続体制の整備)

○ 京都府非常時専任職員制度や緊急連絡体制を充実させるとともに、実践的な災害 対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高めていく必要がある。

(全部局)

○ BCPの見直しと検証を随時行い、地域防災計画にその考え方を反映するなど、 業務継続体制を確立する必要がある。併せて、府内の全市町村におけるBCPの見 直し・検証を促進する必要がある。

(全部局)

(災害情報の収集体制の強化)

○ 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、I o T・A I 技術等を活用した情報収集等、体制を強化する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部)

(市町村との連携)

- 市町村等と連携し、新たな感染症に迅速に対応できる体制を構築する必要がある。 (危機管理部、健康福祉部)
- 感染拡大時の避難所の運営について、市町村等と連携し、有症者の隔離等を適切 に対応できる体制を構築する必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

<指標:現状値>

- ・中堅企業のBCP策定率 45.5%(令和5年度) 「危機管理部]
- ・ (再掲) 水産物流通拠点の舞鶴漁港(府管理)の耐震・耐津波対策の整備率

0.0% (令和6年度) [農林水産部]

- ・ (再掲) 府管理の漁港 (舞鶴漁港、中浜漁港) で策定した長寿命化計画(機能保全計画含む) に基 づくハード対策の実施率 58.0% (令和6年度) [農林水産部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0% (令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 196 箇所の内 175 箇所 (令和 6 年度)

「建設交通部」

・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (路面段差防止対策) 91.4% (令和6年度)

「建設交通部〕

(企業等における業務継続体制の確立)

○ 府内の行政機関や関係団体、ライフライン機関、専門家等が参画する京都BCP 推進会議を活用し、地域や業界における連携型BCPを確立するなど、京都全体に BCPの考え方を適用し、大規模広域災害等の危機事象時において京都の活力を維 持・向上させるため、地域全体で連携する「京都BCP」の推進を図る必要がある。 (危機管理部) ○ 企業における防災計画の策定や防災訓練への参加の推進等、防災体制の強化を促進する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

○ 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、 漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努 め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災 対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(農林水産部、建設交通部)

○ 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いながら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する必要がある。

(建設交通部)

○ 府内主要幹線道路の冗長性確保の観点から、幹線道路やこれを補完する道路を整備する必要がある。

(建設交通部)

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質 等の大規模拡散・流出

(救助体制の強化)

○ 警察、自衛隊、消防、TEC-FORCE等と連携した広域受援計画の策定を進め、大規模災害時の災害対応の実効性を高めるとともに、関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)

(危機管理部、建設交通部、警察本部)

(企業の防災対策)

○ 化学物質や毒物・劇物を保有する企業における適正管理、必要な資機材の整備、 訓練の実施や事故発生を想定したマニュアル整備を促進する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

(特別管理廃棄物の処理)

○ アスベストやPCB等の特別管理廃棄物の適正処理を進める必要がある。

(総合政策環境部)

(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

○ ガス供給施設等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機 関及び府民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部)

4-3 海上輸送の機能停止による物流への甚大な影響

(津波に強い施設整備)

○ 港湾施設の長寿命化対策や海岸保全施設の点検、津波浸水想定に基づいた避難施 設、避難路の整備等、津波に強い施設整備を推進する必要がある。

(建設交通部)

(港湾施設等の整備、維持管理等)

○ 海上輸送の拠点となる港湾施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて連携した計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設交通部)

○ 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いながら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(物流施設の耐災害性向上)

○ 物流インフラが被災した場合には事業者だけで解決できない問題があることから、関係機関が協力・連携し、あらかじめハード・ソフト両面からの対策をとる必要がある。

(建設交通部)

○ 陸上輸送の寸断に備えて、海上輸送拠点の耐震化を進める必要がある。

(建設交通部)

4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による府民生活・商取引等への甚大な影響

(連携型BCPの確立)

○ 地元金融機関による連携型BCPを確立させ、金融サービスが機能停止しないよう地元金融機関の連携体制を強化する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

(信書配達事業者のBCP)

○ 日本郵便(株)をはじめ、信書配達事業者の事業継続計画については、実効性を 確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。

(危機管理部)

4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、府民生活・社会経済活動への甚大な影響

<指標:現状値>

・ (再掲) 水産物流通拠点の舞鶴漁港 (府管理) の耐震・耐津波対策の整備率

0.0% (令和6年度) [農林水産部]

- ・(再掲)府管理の漁港(舞鶴漁港、中浜漁港)で策定した長寿命化計画(機能保全計画含む) に基づくハード対策の実施率 58.0%(令和6年度) [農林水産部]
- ・(再掲)府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0%(令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 196 箇所の内 175 箇所 (令和 6 年度) 「建設交通部】
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (路面段差防止対策) 91.4% (令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 信号機電源付加装置の整備数 762機 (令和6年度) [警察本部]

(流通関係事業者等による連携・協力体制の拡大)

○ 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る流通関係事業者、行政機関等による連携・協力体制を拡大・ 定着させる必要がある。

(農林水産部)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

○ 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の 整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携等に より、災害時の緊急輸送道路等、緊急交通路をさらに適切に確保する必要がある。(再 掲)

(建設交通部、警察本部)

○ 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、 漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努 め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災 対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(農林水産部、建設交通部)

(資材の供給体制の整備)

○ 農林水産業者の早期経営再建に向け、資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送 道路等及び林道等の確保・整備を推進する必要がある。

(農林水産部、建設交通部)

4-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

<指標:現状値>

- ・府営水道の送水管路耐震化率 47.3%(令和6年度) [建設交通部]
- ・長田野工業用水道の管路耐震化率 8.3% (令和6年度) [建設交通部]

(府営水道施設の耐震化)

○ 府営水道の機能確保を図るため、急所施設である送水管路の耐震化を推進するとともに、工業団地へ送水する長田野工業用水道管路の耐震化を進める必要がある。 (建設交通部)

4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

<指標:現状値>

- ・農と環境を守る地域協働活動(日本型直接支払のうち多面的機能支払)の取組面積
 - 16,276ha(令和5年度) 「農林水産部]
- ・中山間地域等直接支払交付金(日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払)の取組面積 5,206ha(令和5年度) 「農林水産部]
- ・(再掲)山地災害危険地区の整備数 1,768 箇所(令和5年度) [農林水産部]
- ・(再掲)間伐実施面積 1,714ha(令和5年度) [農林水産部]
- (再掲) 地籍調査進捗率 約8% (令和5年度) 「建設交通部]
- ・ (再掲) 土砂災害防止法 (平成 12 年法律第 57 号) による土砂災害警戒区域等の指定

17,360 箇所 (令和6年度) 「建設交通部]

- ・ (再掲) 土砂災害から保全される人家戸数 2.08 万戸 (令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 土砂災害から保全される要配慮者利用施設及び避難所の施設数 [建設交通部] 要配慮者利用施設 73 施設 (令和6年度)

避難所 179 施設 (令和6年度)

・ (再掲) 土石流対策施設による対策済みの土砂災害警戒区域数 533 箇所 (令和6年度)

[建設交通部]

・ (再掲) 急傾斜地崩壊防止施設による対策済みの土砂災害警戒区域数 451 箇所 (令和6年度)

[建設交通部]

(災害危険箇所の整備)

○ 山地災害危険地区のうち被害発生リスクの高い箇所を早急に特定し、優先度の高い地区への治山ダムの設置や森林整備等の治山事業を実施する必要がある。

(農林水産部)

(森林の整備・保全)

○ 山地災害を未然に防ぐため、被害発生リスクの高い箇所において治山・森林整備 事業等を実施し、万が一災害が発生してもその被害規模が最小限に抑えられるよう、 危険木の処理や再造林などによる森林管理を迅速かつ適切に実施する必要がある。 (再掲)

(農林水産部)

(農地・農業用施設の保全管理)

○ 農地や農業用施設を保全するための協働活動を推進するとともに、都市農地の防災協力農地への活用拡大など、生産緑地地区を中心とした農地の多面的な活用を推進する必要がある。

(農林水産部)

○ 所有者不明農地については、関係法令に基づく「不明所有者の見なし同意」制度 の活用により、適正な農地の管理を促すとともに、地すべりにより農地等が流亡・ 埋没するおそれのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実 施する必要がある。

(農林水産部)

(地籍調査の推進)

○ 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する ため、地籍調査を進める必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(自然公園等施設の整備)

○ 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、自然公園等の設備の整備・ 長寿命化対策を実施する必要がある。

(総合政策環境部)

- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の 被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
 - 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・S NSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

<指標:現状値>

・京都府マルチハザード情報提供システム閲覧者数 約17万人(令和6年度) [危機管理部]

(災害に強い情報通信基盤の整備)

○ 府民への迅速かつ確実な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防 災拠点・重要拠点のネットワーク完全二重化や光ファイバネットワーク経路の複線 化、防災行政無線のデジタル化整備等、通信システムの業務継続性の確保や強化を 促進する必要がある。(再掲)

(危機管理部、総合政策環境部)

○ 迅速かつ的確な避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

(災害情報の迅速・的確な把握)

○ ドローンやヘリテレ映像等により火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握 を強化する必要がある。(再掲)

(危機管理部)

(防災拠点施設等における電源の確保)

○ 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切に設置しておく必要がある。 (再掲)

(総務部、施設所管部局)

(災害時の通信サービスの確保等)

○ 自家発電機や予備蓄電池の設置、移動電源車の配備等、電源確保を促進するとと もに、可搬型衛星通信基地局の配備や災害用伝言板サービスの提供により府民等へ の情報伝達の強化を促進する必要がある。

(危機管理部)

○ 災害の発生の防御や被害拡大の防止等を図るため、コミュニティ・エフエム等の 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく協定締結報道機関に放送(報道) 要請を行う必要がある。

(知事直轄組織)

(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

○ ガス供給施設、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況、環境モニタリング データ等を早期に収集し、関係機関及び府民等への情報提供を図ることにより、二 次災害を回避する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部、建設交通部)

(関係機関等による情報連絡体制の整備)

○ 緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常 通信設備の維持・更新を図る必要がある。(再掲)

(危機管理部、警察本部)

(外国籍府民等への災害時支援等)

○ 多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯メールによる防災情報の発信を行うとともに、市町村等が実施する防災訓練等の取組を支援することにより、災害時の支援体制の構築を図る。また、その実効性を確保するため、外国籍府民や市町村等と協働・連携した事業、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国籍府民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する必要がある。

(知事直轄組織、危機管理部)

(府民への情報伝達)

○ 京都府防災・防犯情報メールの登録者数を拡大するとともに、地上デジタル放送 や携帯情報端末を活用した情報伝達体制を確立し、各機関の連携体制を確保して、 実効性を高めるため訓練を実施する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部、建設交通部)

○ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)や広報・防災無線の活用等による警報 伝達体制を拡充する必要がある。

(危機管理部)

○ 府民が自ら的確な避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の周知やハザードマップの利活用を促進する必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

(情報伝達手段の維持・高度化)

 \bigcirc J-ALERTによる緊急情報等を確実に伝達できる状態を維持するため、情報 伝達訓練等を行うとともに、J-ALERT関連機器の適切な保守を行う必要がある。

(危機管理部)

○ 多様化する情報収集・提供手段を適切に活用するため、防災情報システムの随時 更新を行う必要がある。

(危機管理部)

5-2 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

<指標:現状値>

・ (再掲) 府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合

11.2%(令和4年度) [総合政策環境部]

・ (再掲) 府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合

18.3% (令和4年度) 「総合政策環境部]

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

○ 各ライフライン機関の施設の耐震化と併せて、可搬式設備等の多重性・代替性の 確保を含めた広域地震防災対策を促進するとともに、BCPの策定と実践的な防災 訓練を促す必要がある。

(危機管理部)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

○ 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、 漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努 め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災 対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(農林水産部、建設交通部)

(電力の確保)

○ 電力供給の耐災害性を高めるため、電力施設や供給設備の耐震性の確保と電力保 安用通信ルートの2ルート化を促進する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部)

○ エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーや蓄電池等の導入を促進する必要がある。

(総合政策環境部)

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(ガスの確保)

○ ガス供給施設やガス充填施設の耐震性能が維持される必要がある。

(危機管理部)

○ 都市ガス、L Pガスの施設・供給設備の耐震化と家庭用の感震機能付マイコンメーターの普及を促進する必要がある。

(危機管理部)

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

○ 各ライフライン機関の施設の耐震化と併せて、可搬式設備等の多重性・代替性の 確保を含めた広域地震防災対策を促進するとともに、BCPの策定と実践的な防災 訓練を促す必要がある。(再掲)

(危機管理部、建設交通部)

○ 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧情報等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から府と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。

(危機管理部)

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

<指標:現状値>

- ・ (再掲) 市町村が管理する下水管渠(公共下水道)における地震対策実施率 38.9% (令和5年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府が管理する下水管渠 (流域下水道) における地震対策実施率 67.2% (令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府営水道の送水管路耐震化率 47.3 %(令和6年度) [建設交通部]

(水道施設の耐震化、応急給水体制の確立)

○ 水道施設の機能確保を図るため、急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震 化を推進するとともに、非常時の応急給水体制の確立を促進していく必要がある。 (建設交通部)

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

○ 各ライフライン機関の施設の耐震化と併せて、可搬式設備等の多重性・代替性の 確保を含めた広域地震防災対策を促進するとともに、BCPの策定と実践的な防災 訓練を促す必要がある。(再掲)

(危機管理部、建設交通部)

(下水道施設の耐震化、維持管理)

○ 汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を進めるとともに、 老朽化施設の改築・更新や非常時の電源確保等を推進していく必要がある。

(建設交通部)

5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

<指標:現状値>

・(再掲)水産物流通拠点の舞鶴漁港(府管理)の耐震・耐津波対策の整備率

0.0% (令和6年度) 「農林水産部]

- ・ (再掲) 府管理の漁港 (舞鶴漁港、中浜漁港) で策定した長寿命化計画(機能保全計画含む) に基づくハード対策の実施率 58.0% (令和6年度) [農林水産部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0% (令和6年度) [建設交通部]
- ・(再掲)府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 196 箇所の内 175 箇所(令和 6 年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (路面段差防止対策) 91.4% (令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 住宅の耐震化率 約90%(令和5年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府の耐震強化岸壁の延長 260m (令和6年度) 「建設交通部]
- ・(再掲)信号機電源付加装置の整備数 762機(令和6年度)[警察本部]
- ・(再掲)府有除雪機械の保有台数 63 台(令和6年度) 「建設交通部」

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

○ 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路や直轄国道の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。(再掲)

(建設交通部)

○ 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携等により、災害時の緊急輸送道路等、緊急交通路をさらに適切に確保する必要がある。 (再掲)

(建設交通部、警察本部)

○ 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、 漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努 め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災 対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(農林水産部、建設交通部)

○ 救助や物資供給を行うための「命の道」となる山陰近畿自動車道をはじめ、緊急輸送道路や主要な幹線道路等の整備を推進するとともに、冗長性確保の観点から、これらの重要な道路を補完する道路についても整備する必要がある。

(建設交通部)

○ 交通ネットワークの多重化(災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保)に向けて、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークの着実な整備促進や新幹線をはじめとした鉄道ネットワークの整備等を進めていく必要がある。

(建設交通部)

○ 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いながら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(輸送ルート確保の強化)

- 災害発生時において、救援救助・緊急物資輸送等のための陸と海のルートを確実かつ早期に確保し、交通ネットワークが分断される事態とならないよう、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートの確保や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図るなどの整備を進める必要がある。さらに、緊急輸送道路等の重要な道路を守るためにも橋梁の耐震化、無電柱化、法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等対策を着実に推進する必要がある。 (建設交通部)
- がれき等を撤去し、緊急車両等の救護ルートの早期確保や支援物資の輸送を迅速 に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との連携体制を維持する必要が ある。

(建設交通部)

(緊急交通路候補路線等の整備)

○ 緊急交通路候補路線等について、災害時の交通体制を確保するため、信号機電源付加装置等、交通安全施設の整備を進める必要がある。

(警察本部)

(高規格道路のミッシングリンク解消)

○ 復旧復興は災害に強い高規格道路を起点として行われることから、確実かつ円滑に救援・救助活動を行うため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組む必要がある。併せて、高速道路ネットワークの4車線化やスマートICの設置等による機能強化を図る必要がある。

(建設交通部)

(緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化等)

○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、沿道の建築物の耐震 化や法面防災対策等を着実に実施する必要がある。

(建設交通部)

○ 電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等特に対 応が必要な重点路線を選定し、無電柱化等を計画的に推進していく必要がある。

(建設交通部)

○ 道路の陥没による交通麻痺を防ぐため、前兆現象である路面の沈下やひび割れ等の異常について、日常の道路パトロール等において、早期発見に努める必要がある。 (建設交通部)

(鉄道施設の耐震化)

○ 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、市町村と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(災害情報の収集体制の強化)

○ 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、I o T・A I 技術等を活用した情報収集等、体制を強化する必要がある。(再掲)

(危機管理部、総合政策環境部)

- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
 - 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠 如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(大規模な災害からの復興)

○ 地域の社会経済活動への影響を踏まえつつ、国や市町村との適切な役割分担の下、 可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建や経済の復興等を図る必要がある。

(全部局)

(生活と住居の再建支援)

○ 被災に備え、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなど により、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を強化する必要がある。

(全部局)

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

<指標:現状値>

・災害時学校支援チームの養成数 延べ22人(令和6年度) 「教育委員会]

(建設業等の担い手の確保・育成等)

○ 地震・津波、浸水、土砂災害、雪害等の災害時において、がれき等の撤去による 緊急車両等の救護ルートの早期確保や河川等の復旧・復興を迅速に行うため、応急 対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に 確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要があ る。

(建設交通部)

(学校の危機管理体制の強化)

○ 大規模災害が発生した際に、被災学校へ教職員などを派遣し、「教育活動の早期 再開」や、「児童生徒の心のケア」などを支援する体制を構築する必要がある。

(教育委員会)

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の処理の推進)

○ 市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を促進する必要がある。

(総合政策環境部)

○ 災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、一時期に大量に発生すること が予想される災害廃棄物や海岸漂着物等を速やかに処理できる体制を構築し、維持 する必要がある。

(総合政策環境部)

6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復 興が大幅に遅れる事態

<指標:現状値>

· (再掲) 地籍調査進捗率 約8% (令和5年度) [建設交通部]

(生活と住居の再建支援)

○ 大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・ 啓発に努め、加入を促進することが必要である。

(危機管理部)

(地籍調査の推進)

○ 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する ため、地籍調査を進める必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(建設業等の担い手の確保・育成等)

○ 地震・津波、浸水、土砂災害、雪害等の災害時において、がれき等の撤去による 緊急車両等の救護ルートの早期確保や河川等の復旧・復興を迅速に行うため、応急 対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に 確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要があ る。(再掲)

(建設交通部)

(ライフラインの早期復旧)

○ 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から府と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。(再掲)

(危機管理部)

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の 文化の衰退・損失

<指標:現状値>

・ (再掲) 防災拠点施設 (庁舎、警察署、避難所等) の耐震化率 95.1%(令和6年度)

[危機管理部]

- ・(再掲)大規模集客施設(文化会館、公民館等)の耐震化率 91.9%(令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 自主防災リーダーの養成数 3,100人 (令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 消防団員の充足率 83.7% (令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 私立学校(幼・小・中・高)の耐震化率 91.3%(令和6年度) [文化生活部]
- · (再掲) 社会福祉施設の耐震化率 92.1% (令和2年度) [健康福祉部]
- ・ (再掲) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 約84% (令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 地域の消防等の行政機関との間で共同訓練等を実施している府立学校の割合

64.8%(令和5年度) [教育委員会]

(不特定多数の者が利用する施設の耐震化等)

○ 学校、公民館、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設等の公的な施設の耐震化 は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるもので あり、引き続き耐震化を促進する必要がある。(再掲)

(危機管理部、文化生活部、健康福祉部、建設交通部、教育委員会)

○ 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの(要緊急安全確認大規模建築物)の耐震化率は、84.3%(令和6年度)であり、地震時に倒壊した場合に甚大な被害が生じるおそれがあることから、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的に耐震化を促進する必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(文化財建造物等の耐震化等)

○ 文化財建造物等は観光客等不特定多数の者が訪れることが多いことから、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震化及び保存修理を促進する必要がある。(再掲)

(文化生活部、教育委員会)

(文化財の防火対策)

○ 文化財所有者等による防災設備の整備や日常点検、防火訓練等の実施を支援する 必要がある。 (再掲)

(文化生活部、教育委員会)

○ 市町村と連携し、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援 を行う必要がある。 (再掲)

(文化生活部、教育委員会)

(地域防災力の強化)

○ 地域毎に意見交換しながら地区防災計画や水害等避難行動タイムラインを作成 し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実 施、防災資機材の整備等、地域防災力の充実・強化を図る必要がある。(再掲)

(危機管理部、教育委員会)

(防災教育の実施)

○ 毎年、全校で学校安全計画及び危機等発生時対処要領の確認・改善を促進すると ともに、市町村や地域、専門家等と連携し、避難訓練への参画や防災ワークショップの実施、防災マップづくりなど、防災教育を推進する必要がある。

(危機管理部、教育委員会)

(消防団員の確保・育成)

○ 消防団への加入を進めるとともに、消防団員OBの活用や府立消防学校による消防団員の教育訓練等により、消防団員の養成を行う必要がある。(再掲)

(危機管理部)

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による京都府経済への甚大な影響

<指標:現状値>

・食の安心・安全について講演会等による情報提供回数 年8回(令和5年度) [農林水産部]

(観光業や農林水産業の風評被害対策)

○ 正しい情報の迅速・的確な提供による災害発生後の風評被害を防止する体制づくりや、観光客等の誘客キャンペーンの実施、府内産農林水産物の販売促進等による早期復興を目指した支援の仕組みづくりを平時から進める必要がある。

(商工労働観光部、農林水産部)

第4章 国土強靱化の推進方針

1 国土強靱化に関する施策分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の 11 の個別の施策 分野と 4 つの横断的分野とする。

「個別施策分野]

- (1) 行政機能/警察·消防等
- (2) 住宅・都市/環境
- (3) 保健医療 · 福祉
- (4) エネルギー
- (5) 情報通信
- (6) 産業構造/金融
- (7) 農林水産
- (8) 交通・物流
- (9) 国土保全/国土利用
- (10) 中央官庁機能バックアップ等
- (11) 伝統・文化の保全

「横断的分野]

- (A) リスクコミュニケーション
- (B) 人材育成
- (C) 官民連携
- (D) 老朽化対策
- (E) デジタル活用

2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針

1 で設定した 16 の施策分野毎の国土強靱化の推進方針 (施策の策定に係る 基本的な指針) を次に示す。

これら16の推進方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の 事態」に対して設定した6つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な 対応を施策分野毎に分類してとりまとめたものである。

これらの間には相互依存関係があることから、それぞれの分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する府省庁・地方公共団体等と進捗状況等のデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性及び効率性が確保できるよう十分に配慮することとする。

また、本章で定める推進方針と関連した事業について別紙に記載する。

※【 】はそれぞれの施策項目に対応する第3章に記載の「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載 [個別施策分野]

(1) 行政機能/警察・消防等

(防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策)

[1-1, 1-2, 1-4, 2-1, 2-5, 3-3, 5-1, 6-3, 6-5]

○ 防災拠点施設における災害時の安心安全を確保するため、非構造部材を 含めた耐震化の完了を目指すとともに、施設の老朽化対策、代替施設の確 保、設備のバックアップ措置・体制の確保等防災拠点機能の維持を着実に 図る。

(危機管理部、総務部、教育委員会、施設所管部局)

○ 防災拠点としての庁舎における行政機能を維持するため、停電時における電源を確保する。

(総務部、施設所管部局)

- 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保する ため、耐震化の推進等、警察施設の機能向上や通信機能等の向上を図る。 (警察本部)
- 災害時の廃棄物処理機能を確保するため、市町村の廃棄物処理施設の耐 震化の推進を支援する。

(総合政策環境部)

○ 隣保館の多くが避難所に指定されていることから、耐災害性強化(耐震化、エレベーターの設置等)の取組を進める。

(文化生活部)

(災害対策本部の運営強化等)

[3-3]

○ 防災の総合的な計画である地域防災計画及び災害対応に係る活動や職員 個々の役割を明確にした京都府庁地震業務継続マニュアルを社会環境等 の変化に応じて見直す。

(危機管理部)

○ 危機管理センターを活用し、国等と連携して自然災害等のあらゆる危機 事象に迅速・的確に対応できるよう訓練等を実施する。

(危機管理部)

○ 初動体制を充実・強化するとともに、十分な耐震性のない庁舎について 耐震化を進めるとともに、代替拠点を確保する。

(危機管理部、総務部、庁舎所管部局)

(応援・受援体制の強化)

[1-1, 1-3, 1-4, 1-5, 2-1, 2-4, 2-6, 3-3, 4-2, 5-1]

○ 平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、オール京都の連携・応援体制を構築する。

(危機管理部)

○ 警察、自衛隊、消防、TEC-FORCE等の広域受援体制を強化し、 災害対策要員や資機材、物資等を確保する。また、平時から、国や関西広域連合、他の地方公共団体との連携強化、広域災害を想定した遠隔都道県 との連携強化、京阪神都市圏・近畿圏広域防災拠点の整備促進を図るとと もに、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「関西防災・ 減災プラン」、「関西広域応援・受援実施要項」、「南海トラフ地震応急 対策マニュアル」等に基づく広域的な応援・受援体制を整備し、訓練を実 施すること等により、その実効性を常に向上させる。さらに、海外からの 救援部隊等の支援の受入れ体制の整備を検討する。

(危機管理部、警察本部、全部局(災害毎に所管が異なる))

○ 避難所の運営体制を整備するとともに、市町村、学校、地元自治会等と 連携して避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する。

(危機管理部、教育委員会)

(市町村及び部局間の連携強化)

[1-1, 1-3, 1-4, 1-5, 2-4, 2-7, 3-3, 5-1, 5-5]

○ 総合防災情報システムを効率的に活用した訓練や災害対策本部会議訓練、市町村に情報連絡員を派遣する体制の確立・維持や訓練、救助・救出活動や物資搬送等の市町村との共同防災訓練、市町村と協働した被災者の生活再建支援システムの構築等により、災害発生時に市町村や部局間で円滑に情報を共有し、連携して大規模災害や複合災害に対する応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を強化する。

(危機管理部)

(救助・救出活動の能力向上)

[1-3, 2-1, 2-6, 3-1, 3-3]

○ 発災時、直ちに対応する警察署員のレスキュー技能向上のため、機動隊等に おけるレスキュー技能指導員の育成・強化を図るとともに、訓練施設を活用し て実践的な訓練を反復実施し、災害対応力を維持する。

(警察本部)

○ 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、自治体、警察、 消防と地元消防団、自治会等との連携を強化するとともに、地元消防団を 中心とする中山間地域のふるさとレスキューに取り組む。

(危機管理部、警察本部)

○ 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊(広域警察航空隊)、 消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の機能強化を図る。

(危機管理部、警察本部)

○ 研修・教育等を積極的に実施し、府職員等の災害対応能力を向上させる。 また、孤立する可能性がある地域を事前に把握し、関係機関と共有する。 (危機管理部、健康福祉部)

(物資等の備蓄、供給対策)

[2-4, 4-5]

○ 「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき計画的な備蓄を進めると ともに、関西広域連合との連携や民間物流事業者との協定に基づき、効率 的な物資の調達・提供体制を確保する。

(危機管理部)

(行政における業務継続体制の確立)

[3-3]

○ BCPの検証と見直しを随時行い、地域防災計画にその考え方を反映することなどにより、業務継続体制の充実を図る。併せて、府内の全市町村におけるBCPの充実・見直しを促進する。

(全部局)

(大規模な災害からの復興)

[6-2]

○ 地域の社会経済活動への影響を踏まえつつ、国や市町村との適切な役割 分担の下、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建や経済の復興等を 図る。 (全部局)

(警察機能の維持対策の推進)

[2-1, 3-1]

○ 警察機能の不全に備えて確保している警察署の代替施設への移転訓練を 行うなど、平時から管内情勢を踏まえた機能維持対策を推進する。

(警察本部)

○ 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保する ため、警察による警備体制の充実・強化を行う。

(警察本部)

(原子力災害対策の推進)

[2-8]

○ 原子力発電所における安全対策に関し、国や電力事業者から、ハード面やソフト面での安全対策の実施状況等を聴取するとともに、地域協議会や専門家の意見等を踏まえ、必要な対策の実施を求めることで、更なる安全性の向上を図る。

(危機管理部)

○ 福井県内の原子力発電所における過酷事故に伴う放射性物質の放出・拡 散から避難行動要支援者を含む府民の安全を確保するため、訓練等を通じ て、広域避難計画を継続的に検証し、実効性向上を図る。

(危機管理部)

○ 住民の被ばくを低減するため、モニタリング体制の充実を図る。

(総合政策環境部)

<重要業績指標>

・防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化率(全 5,180 棟中)

95.1%(令和6年度) → 100.0%(令和12年度) (危機管理部、施設所管部局)

・重点備蓄品目充足率(府+市町村)(全(飲料水・毛布)315,485 リットル・枚中) 飲料水165.3%、毛布138.8%、その他品目100%以上(令和6年度)

→ 全て 100%以上を維持 (危機管理部)

・原子力総合防災訓練等の開催数 1回(各年度)(危機管理部)

(2) 住宅・都市/環境

(住宅の耐震化) 【1-1、1-2】

○ 十分な耐震性を有していないものが多い昭和 56 年以前に建築された木 造住宅等については、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を 含めた幅広い減災対策を施した住宅(減災化住宅)への改修等を一層促進 する。

(危機管理部、建設交通部)

○ 耐震診断の必要性やその助成措置等を周知することにより耐震診断を促進するとともに、耐震性が不足していると診断された住宅の改修を支援するため、市町村と連携して、耐震改修に関する助成制度、税制優遇措置の周知を図り、耐震改修等を促進する。

(危機管理部、建設交通部)

(多数の者が利用する建築物等の耐震化)

[1-1, 1-2, 2-5, 5-2, 5-3, 5-5, 6-5]

○ ホテルや旅館等の多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震性が不足していると診断された大規模な建築物及び防災拠点施設について、耐震化や天井板の改修等を計画的に促進する。

(全部局)

○ 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの(要緊急安全確認大規模建築物)で耐震性が不足していると診断された建築物について、京都府建築物耐震改修促進計画に基づいて、耐震化を計画的に促進する。

(建設交通部)

○ 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄 道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、 市町村と連携しながら、耐震対策を促進する。

(建設交通部)

(学校施設の耐震化等施設整備)

[1-1, 1-2, 6-5]

○ 学校施設は、児童・生徒等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域 住民にとって最も身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の 避難場所としての役割が求められていることから、学校設置者は、耐震化 の完了した校舎等の構造体のほか、つり天井等の非構造部材の耐震化もで きるだけ早期に実施し、学校施設全体の耐震化及び老朽化対策を計画的・ 効率的に推進する。

(文化生活部、教育委員会)

(建築物の応急危険度判定及び宅地の危険度判定)

[1-1]

○ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成講習会を 開催するとともに、近畿府県及び市町村等と連携を図って実地・連絡訓練、 研修会を開催することにより、危険度判定をすみやかに実施するための体 制を充実・強化する。

(建設交通部)

(室内の安全対策、火災発生防止対策の推進)

[1-2, 2-1]

○ ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を強化するほか、市町村や自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進する。

(危機管理部、建設交通部)

○ 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を市町村と協力して進めるとともに、感震ブレーカーの設置、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動や、住宅用消火器の普及、住宅用防災警報器(住宅用火災警報器)の設置義務の啓発や感震機能付きマイコンメーターの普及を図り、火災発生の防止対策を進める。

(危機管理部)

(地震や火災に強いまちづくり等の推進)

[1-1, 1-2, 5-5]

○ 大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化や建替えなどを促進することにより、密集市街地対策を含めた 災害に強いまちづくりを進める。

(危機管理部、建設交通部)

○ 災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や 道路等の整備を面的に行う、土地区画整理事業及び公園緑地整備事業等を 市町村と連携しながら推進する。

(危機管理部、建設交通部)

○ 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める。

(建設交通部)

○ 大規模盛土造成地について、地震時に滑動崩落が生じるおそれのある箇所を調査し、滑動崩落の予防のための対策を検討し、実施することにより、 甚大な宅地被害を防止する。

(建設交通部)

(ライフライン施設の応急復旧体制の構築等)

[2-3, 2-4, 4-2, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 6-2, 6-3, 6-4]

○ がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保を行う道路啓開計画について、計画の改定を進めるとともに訓練を実施することなどにより実効性を高める。また、道路網の寸断時には適切な交通規制を実施できるよう、関係機関相互の協力体制を継続的に確保する。

(危機管理部、建設交通部、警察本部)

- 鉄道及びライフライン事業者は、必要となる人材の確保や資機材の配備、 事業継続計画の見直し等を行い、業界を越えた応急復旧体制の構築を図る。 (危機管理部)
- 電気、ガス、上・下水道、通信等ライフラインの機能が維持できるよう、 それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化及び代替性・多重性の確保を進 め、平時から適切な維持管理を行う。

(危機管理部、総合政策環境部、建設交通部)

○ 災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、 復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の 実施等の広域連携に係る取組を促進することにより、府と各ライフライン 事業者間の連携を強化する。

(危機管理部、建設交通部)

(上下水道施設の耐震化等)

[2-3, 4-5, 4-6, 5-4]

○ 汚水処理機能の確保及び管路の破損に起因する道路陥没等を未然に防ぐ ため、終末処理場や幹線管渠の耐震化及び老朽化対策を着実に進める。

(建設交通部)

○ 新たに策定した上下水道耐震化計画に基づき急所施設及び避難所等の重要施設に係る管路等の耐震化等を進める。

(建設交通部)

○ 水道施設の機能確保を図るため、急所施設や重要施設に接続する水道管 路の耐震化を進める。

(建設交通部)

○ 地域における防災井戸や指定避難所の耐震性貯水槽の整備など分散的な 取水手段を確保する。

(建設交通部)

○ 上下水道事業における災害時の代替性・多重性の確保に向けた取組を進める。(市町村における応急給水計画等の策定を支援、防災井戸・給水車の確保等を含めた広域地震防災対策を推進)

(建設交通部)

(緊急輸送道路等の確保・整備)

[1-2, 1-3, 1-4, 2-2, 2-4, 2-6, 4-1, 4-5, 5-2, 5-5]

○ 日常の道路パトロール等、適切な維持管理に努めるとともに、救急救援 活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、橋梁の耐震化や法面防 災対策等を着実に実施する。

○ 電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線 道路等特に対応が必要な重点路線を選定し、無電柱化等を計画的に推進す る。

(建設交通部)

○ 府内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、府及び市町村が連携し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。

(建設交通部)

(被災者の生活対策)

[1-1, 1-2, 2-3, 2-4, 6-5]

○ 避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、被災者の事情を踏ま え、その時期に応じて被災者の健康管理や避難所の衛生管理、正確な情報 発信等を適切に行う体制を確保するとともに、被災者に対する偏見や差別 等の状況に留意し、必要な措置を講じる。

(危機管理部、文化生活部、健康福祉部)

○ 水循環型シャワー、手洗いスタンド等の新たな資機材を活用した避難所 の環境整備を進める。

(危機管理部)

○ 洋式トイレ・マンホールトイレ・災害用浄化槽の設置促進、トイレトレーラーの広域的確保、民間入浴施設の活用等、避難所における快適なトイレ環境や入浴施設の確保を推進する。

(危機管理部)

○ 炊き出し資機材等の確保、キッチンカーの活用等、避難生活の長期化に 伴う避難所の食事環境の整備を推進する。

(危機管理部)

○ 避難所におけるプライバシーの確保や健康維持に必要な、パーティションや簡易ベッド等の資機材の確保を推進する。

(危機管理部)

○ 多様なニーズに配慮した避難所の自主的な運営を支援する。

(危機管理部、文化生活部)

○ 避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及や断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する。

(危機管理部、総合政策環境部、文化生活部)

○ 避難所等において、マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速 にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」の整備について、市町村 を支援する。

(迅速な被害認定調査、罹災証明の発行のための体制整備)

[1-1]

○ 大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直後は被害認定調査員の 確保が困難となる可能性があるため、市町村と協働して構築した被災者の 生活再建支援システムを活用し、円滑な支援体制を強化する。

(危機管理部)

(生活と住居の再建支援)

[2-1, 6-1, 6-2, 6-4, 6-5]

○ 被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動の環境整備等、「共助」の推進に寄与する取組を支援する。

(危機管理部)

○ 被災した際、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を強化する。

(危機管理部)

○ 多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の宿泊施設・賃貸住宅等を利用した多様な応急仮設住宅を確保する仕組の実効性を高めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退去の基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居ができる体制を整備する。

(知事直轄組織、危機管理部、建設交通部)

○ 大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進するほか、相互扶助により隙間を埋める「互助」の仕組として全国規模の「住宅再建共済制度」の創設について国に働きかける。

(危機管理部)

(帰宅困難者の安全確保)

[1-1, 1-2, 2-5, 6-5]

○ 観光客を含む帰宅困難者に対する情報提供、避難場所の確保、帰宅支援 ステーションの充実等、支援体制を整備し、その安全を確保する。

(危機管理部、商工労働観光部)

○ 避難所やホテル・旅館の耐震化を進めるとともに、一時避難所として中 規模ホテル・旅館をはじめとする民間の施設が活用できるよう、避難所と しての指定を促進する。

(危機管理部、商工労働観光部、建設交通部)

○ 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困 難者や避難者の大規模移送に対応するため、被害の状況に応じて公共交通 事業者と連携し、代替輸送手段の確保等に努める。

(危機管理部、建設交通部)

- 帰宅困難者が発生した時に、市町村、関係事業者、警察等と連携して、 地域に応じた対策を円滑に推進できるよう、支援策を充実させる。併せて、 企業等に対しては従業員の帰宅困難対策の重要性を啓発し、対策を促す。 (危機管理部、警察本部)
- 関西広域連合と連携し、災害時帰宅困難者に係る支援協定の締結事業者 をさらに拡大していくとともに、鉄道事業者等とも連携し、駅周辺等にお ける帰宅困難者対策を推進する。

(危機管理部)

(観光客の安全確保)

[2-5, 5-1]

○ 観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報の提供 体制を構築するなど、各市町村に応じた災害時における観光客保護対策を 促進する。

(危機管理部、商工労働観光部)

○ 総合防災情報システム等を活用し、避難情報や避難所の状況をリアルタイムで提供するとともに、外国人観光客等に対して、わかりやすい日本語(やさしい日本語)、多言語や二次元コード等による情報提供を行う。また、災害時に大使館、領事館と迅速な情報共有ができるよう、平時から連携体制を構築する。

(知事直轄組織、危機管理部、商工労働観光部)

(災害廃棄物処理) 【4-2、6-3】

○ 災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、産業廃棄物処理業者等と連携し、体制を維持・強化する。また、国や市町村と連携して、海岸漂着物等の回収・処理や特別管理廃棄物の適正処理を推進する。

(総合政策環境部)

(自然公園等の施設の復旧・長寿命化対策)

[4-7]

○ 自然公園等の施設の整備・長寿命化対策をはじめ、激甚化する災害への 対応を推進する。

(総合政策環境部)

<重要業績指標>

・大規模集客施設(文化会館、公民館等)の耐震化率(全 197 棟中)

91.9%(令和6年度) → 100.0%(令和12年度) (危機管理部)

- · 家具固定率 45.2% (令和6年度) → 65.0% (令和12年度) (危機管理部)
- ・府営水道の送水管路耐震化率(全 74.1km 中)

47.0%(令和6年度) → 54.8%(令和12年度) (建設交通部)

・私立学校(幼・小・中・高)の耐震化率(全450棟中)

91.3%(令和6年度) → 概ね100.0%(令和12年度) (文化生活部)

・府が管理する下水管渠(流域下水道)における地震対策実施率(全 103km 中)

67.2% (令和6年度) → 80.0% (令和12年度) (建設交通部)

・府管理の緊急輸送道路の整備率(全657km中)

90.0% (令和6年度) → 90.9% (令和12年度) (建設交通部)

・府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策(全 196 箇所中)

175 箇所 (令和6年度) → 196 箇所 (令和12年度) (建設交通部)

・府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率(路面段差防止対策)(全 325 橋中)

91.4% (令和6年度) → 93.8% (令和12年度) (建設交通部)

- ・住宅の耐震化率 約90%(令和5年度) → 95%(令和7年度) (建設交通部)
- ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 約84%(令和6年度)→90%(令和7年度)

(建設交通部)

- ・帰宅困難者対策訓練等の実施回数 1回(令和6年度)→年1回以上(各年度) (危機管理部)
- ・ (再掲) 防災拠点施設 (庁舎、警察署、避難所等) の耐震化率 (全 5, 180 棟中)

95.1%(令和6年度) → 100.0%(令和12年度) (危機管理部、施設所管部局)

(3) 保健医療・福祉

(医療・福祉施設の耐震化等)

[1-1, 1-2, 2-2, 6-5]

○ 医療施設・社会福祉施設等は、24 時間稼働が求められる施設であること も考慮しながら、建築物・設備の耐震化・老朽化対策を進め、設備のバッ クアップの確保を早急に図る。

(危機管理部、健康福祉部)

○ 隣保館の多くが避難所に指定されていることから、耐災害性強化(耐震化、エレベーターの設置等)の取組を進める。(再掲)

(文化生活部)

○ 天井崩壊防止対策、消防法施行令(昭和36年政令第37号)の平成19年6 月改正により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る 技術基準の指導・啓発等、医療・福祉施設の安全性を確保していく。

(健康福祉部)

(災害時の医療・救護体制の整備)

[2-1, 2-2, 2-6, 2-8]

○ 災害拠点病院の機能の充実を図るとともに、DMATの養成を進め、災害拠点病院や災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を実施する。

(危機管理部、健康福祉部)

○ ドクターへリ等を活用した重症患者の広域搬送体制を構築するため、災害拠点病院のヘリポートやSCUを整備し、運用する。

(健康福祉部)

- 災害時の適切な医薬品供給体制等を確保するため、災害薬事コーディネーターを対象とした研修会等を実施する。 (健康福祉部)
- 原子力災害医療体制の強化を図るとともに、安定ヨウ素剤の緊急配布や 飲食物の検査により内部被ばくの危険から府民を守る体制を整備する。 (危機管理部、健康福祉部、農林水産部)

(災害支援ナースの災害対応能力の向上)

[2-2]

○ 災害支援ナースの災害対応能力を向上させる。

(危機管理部、健康福祉部)

(感染症のまん延防止)

[2-3, 2-7, 3-3]

○ 災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、市町村と連携し、 平時から予防接種を促進するとともに、分散避難の促進や、感染拡大時の 避難所の運営における有症者の隔離等について適切に対応できる体制を 構築するなど、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築 する。

(危機管理部、健康福祉部)

○ マスク、ガウン、医療用手袋等のPPE (個人防護具) や消毒用アルコール等の医療資材を安定的に備蓄する。

(危機管理部、健康福祉部)

(特別な配慮が必要な人への支援)

[2-2, 2-3]

○ 自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる要配慮者支援の 取組をさらに促進する。

(危機管理部、健康福祉部)

○ 避難行動要支援者の個別避難計画の策定や計画に基づいた訓練の実施、 京都DWATによる福祉支援や福祉避難サポートリーダーの育成、保健師 による健康調査等により、被災者への福祉支援提供体制の確保を進める。

(危機管理部、健康福祉部)

○ 被災者等の健康・食事管理やメンタルヘルスケアの充実を図る。

(健康福祉部)

<重要業績指標>

・社会福祉施設の耐震化率 (全2,009施設中)

92.1%(令和2年度) → 95.2%(令和6年度) (健康福祉部)

- ・SCUの運用資機材の整備数 1 箇所(令和6年度) → 2 箇所(令和12年度) (健康福祉部)
- 災害用医薬品流通備蓄量

27,000 人分(17 薬効) (令和6年度) → 維持(各年度) (健康福祉部)

・福祉避難サポートリーダーの養成数

延べ2,237人(令和6年度) → 3,000人(令和12年度) (健康福祉部)

- ・DMATの養成数 60 チーム(令和6年度) → 64 チーム(令和12年度) (健康福祉部)
- ・DWATの養成数 延べ213人(令和6年度) → 400人(令和12年度) (健康福祉部)
- ・DPATの養成数 延べ44人(令和6年度) → 74人(令和12年度) (健康福祉部)

(4) エネルギー

(エネルギー供給の多様化)

[2-2, 2-4, 5-2, 5-3]

○ 温室効果ガスの排出抑制のみならず、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保のため、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る。また、発電が不安定な再生可能エネルギーを補完するため、蓄電池や天然ガスコージェネレーション、燃料電池と組み合わせた普及を図る。

(総合政策環境部)

○ 大規模災害等の気候変動による影響が深刻化する中、災害非常時にも利用可能な自立・分散型エネルギーシステム(再生可能エネルギー設備とEMSや蓄電池を組み合わせた「自立型再生可能エネルギー設備」、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等)の導入促進を図る。

(総合政策環境部)

○ 我が国のガスパイプラインは、太平洋側の大需要地域を中心に整備されている。しかしながら、南海トラフ巨大地震等を想定した国土強靱化の視点から、京都舞鶴港でのLNG基地や京阪神地域のバックアップ機能を担う舞鶴〜三田(兵庫県)の幹線パイプライン及び日本海側の空白地帯(富山県〜山口県)をカバーする幹線パイプラインの整備に取り組む。

(総合政策環境部)

○ エネルギー供給の多様化・安全保障上の観点から、将来の純国産天然ガス資源として日本海沿岸の多数の地点で埋蔵が確認されている表層型メタンハイドレートの商業化や、再生可能エネルギー等多様なエネルギー源から製造が可能で、環境負荷の低減・省エネルギーにも寄与する水素を日常の生活や産業活動で利活用する「水素社会」の実現に向けた取組を促進する。

(総合政策環境部)

<重要業績指標>

・府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合

11.2% (令和4年度) → 25.0%以上(令和12年度) (総合政策環境部)

・府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合

18.3% (令和4年度) → 36.0%~38.0%% (令和12年度) (総合政策環境部)

(5) 情報通信

(府民への通信手段の確保)

[1-4, 3-3, 5-1]

○ 府民への迅速かつ確実な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワーク完全二重化や光ファイバネットワーク経路の複線化、防災行政無線のデジタル化整備等、通信システムの業務継続性の確保や強化を促進する。

(危機管理部、総合政策環境部)

○ 災害発生の防止や被害拡大の防止等を図るため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づきコミュニティFM等の間に締結している災害協定について、協定締結報道機関に対する放送(報道)要請の実効性を確保するため、協定締結報道機関と災害発生時を想定した訓練を実施する。

(知事直轄組織、危機管理部)

(災害危険情報の収集・伝達体制の確立)

[1-4, 2-7, 2-8, 3-3, 4-2, 5-1, 5-5]

○ 令和6年4月から国において運用を開始した新たな総合防災情報システム (SOBO-WEB) と京都府総合防災情報システムを連携させるとともに、これらを効率的に活用した訓練を実施する。

(危機管理部)

- 市町村による警戒避難体制づくりを支援し、住民自らの迅速かつ的確な 避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報につい て、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する。 (建設交通部)
- 緊急情報を伝達するJ-ALERTをはじめ、地上デジタル放送、携帯情報端末等、多様な情報伝達手段を活用し、災害危険情報の迅速・的確な 把握や府民への情報共有を推進する。

(危機管理部、総合政策環境部)

○ 原子力災害時における緊急時モニタリング体制を国と調整して強化する とともに、関係市町との情報伝達体制を強化することにより、府民への迅 速な情報提供を行う。

(危機管理部、総合政策環境部)

<重要業績指標>

・京都府マルチハザード情報提供システム閲覧者数

約17万人(令和6年度) → 20万人(令和12年度) (危機管理部)

(6) 産業構造/金融

(BCPの推進による京都全体の活力の維持)

[4-1, 4-2, 4-3, 4-4, 4-5, 5-2, 5-3, 5-4, 6-4]

○ BCPの考え方を「京都」全体に適用し、地域社会全体の活力を維持・ 向上するため、専門家、府内の行政、関係団体、ライフライン機関等によ る京都BCP推進会議を活用し、地域・業界が連携したオール京都での「京 都BCP」の推進を図る。

(危機管理部)

- 地元金融機関による連携型BCPを推進するため、平成27年度に締結した「大規模災害発生時における相互支援協定」に基づく取組を充実させ、金融サービス機能が停止しないよう地元金融機関の連携体制を強化する。 (危機管理部、商工労働観光部)
- 災害時においても食品流通に係る事業を維持又は早期再開させるため、

流通関係事業者のBCPや市場間相互応援協定策定を促進するとともに、 行政等との連携・協力体制の強化・拡大を推進する。

(農林水産部)

○ 企業の防災体制を強化し、事業継続体制を確保するため、企業のBCP の策定を促進することとし、講演会の開催や関西広域連合との連携により その普及を図る。

(危機管理部、商工労働観光部)

○ 企業の防災計画の策定や防災訓練への参加の促進、帰宅困難となった従 業員への対策の検討等、企業における防災体制の強化を促進する。

(危機管理部、商工労働観光部)

(地域産業の活力維持)

[2-1, 4-1]

○ 復興に係る対策本部の設置手順の構築やマニュアルの作成等、ボランティア、NPO等の地域を構成する様々な主体と連携・協働を図りながら、 発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備 できるよう準備を進める。

(危機管理部、総合政策環境部)

(観光業や農林水産業の風評被害対策)

[6-6]

○ 正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、 府内産農林水産物の販売促進等により、災害発生後の風評被害を防ぐため の仕組みや体制づくりを平時から推進する。

(危機管理部、商工労働観光部、農林水産部)

(交通・物流施設の耐災害性の向上)

[1-2, 1-3, 1-4, 2-4, 4-1, 4-3, 4-5, 5-5]

○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、橋梁の耐震 化や法面防災対策を着実に実施するとともに、国や市町村等と連携を図り ながら、市街地等の幹線道路等必要な重点路線を選定し、計画的に無電柱 化等を推進していく。

(建設交通部)

○ 海の物資輸送ルートの確保により、災害時における人流・物流インフラ機能を維持するため、津波に強い海岸保全施設や港湾施設の整備及び長寿命化対策、漁港(舞鶴、中浜)の耐震・耐津波対策及び機能保全等を進める。

(農林水産部、建設交通部)

(ライフライン施設の整備)

[2-3, 5-2, 5-3, 5-4]

○ 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、ライフラインに係る施設の 老朽化対策・耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行うと ともに、行政・事業者間で連携して取りまとめた復旧方策の実効と必要に 応じた見直しを行う。

(危機管理部、建設交通部)

(工業用水道施設の耐震化)

○ 設置年度が古く耐震性の低い長田野工業団地内配水管路の耐震化を進める。

(建設交通部)

<重要業績指標>

- ・中堅企業のBCP策定率 45.5%(令和5年度) → 50.0%(令和12年度) (危機管理部)
- ・長田野工業用水道の管路耐震化率 (全 29.2 km 中)

8.3%(令和5年度) → 16.3%(令和12年度) (建設交通部)

・食の安心・安全についての講演会等による情報提供回数

年8回(令和5年度) →維持(各年度) (農林水産部)

- ・水産物流通拠点の舞鶴漁港(府管理)の耐震・耐津波対策の整備率
 - 0.0% (令和6年度) → 50.0% (令和12年度) (農林水産部)
- ・府管理の漁港 (舞鶴漁港、中浜漁港) で策定した長寿命化計画(機能保全計画含む) に基づくハード対策の実施率
 58.0% (令和6年度) → 70.0% (令和12年度) (農林水産部)
- ・ (再掲) 府が管理する下水管渠 (流域下水道) における地震対策実施率(全 103km 中)

67.2% (令和6年度) → 80.0% (令和12年度) (建設交通部)

(7) 農林水産

(農地・農業用施設の防災対策)

[1-4, 1-5, 4-7]

○ 人的被害を及ぼすおそれのある農業用ため池(防災重点農業用ため池) を中心として、老朽化したため池等農業用水利施設の整備や適切な維持管 理を行うとともに、農業用ため池の事前放流による雨水貯留等の治水対策 に取り組む。また、防災重点農業用ため池に係るハザードマップを活用し て、府民の防災意識の向上を図る。

(農林水産部)

○ 農地や農業用施設を保全するための協働活動を推進するとともに、都市 農地の防災協力農地への活用拡大など、生産緑地地区を中心とした農地の 多面的な活用を推進する。

(農林水産部)

○ 所有者不明農地については、関係法令に基づく「不明所有者の見なし同意」制度の活用により、適正な農地の管理を促すとともに、地すべりにより農地等が流亡・埋没するおそれのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実施する。

(農林水産部)

(資材の供給体制の整備)

[4-5]

○ 農林水産業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送道路等及び林道等の確保・整備を推進する。

(農林水産部、建設交通部)

(森林の整備・保全)

[1-5, 4-7]

○ 山地災害を未然に防ぐため、被害発生リスクの高い箇所において治山・森林整備事業等を実施し、万が一災害が発生してもその被害規模が最小限に抑えられるよう、危険木の処理や再造林などによる森林管理を迅速かつ適切に実施する。

(農林水産部)

(漁港の耐震・耐津波対策)

[2-4, 4-1, 4-5, 5-5]

○ 漁港 (舞鶴、中浜)の耐震・対津波対策及び機能保全等を進める。

(農林水産部)

(府内産農林水産物の風評被害防止)

[6-6]

○ 正しい情報の迅速・的確な提供等により、原子力災害発生後の風評被害 を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。

(危機管理部、農林水産部)

<重要業績指標>

・調査を要する防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価の実施

88 箇所 (令和6年度) → 280 箇所 (令和12年度) (農林水産部)

・対策の必要な防災重点農業用ため池の廃止・整備工事の着手数

17 箇所 (令和 6 年度) → 60 箇所 (令和 12 年度) (農林水産部)

・農と環境を守る地域協働活動(日本型直接支払のうち多面的機能支払)の取組面積

16, 276ha(令和5年度) → 維持(令和12年度) (農林水産部)

・中山間地域等直接支払交付金(日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払)の取組面積

5, 206ha(令和5年度) → 維持(令和12年度) (農林水産部)

- ・間伐実施面積 年 1,714ha(令和 5 年度) → 年 3,000ha(各年度) (農林水産部)
- 山地災害危険地区の整備数

1,768 箇所(令和5年度) → 2,230 箇所(令和12年度) (農林水産部)

・(再掲)水産物流通拠点の舞鶴漁港(府管理)の耐震・耐津波対策の整備率

0.0% (令和6年度) → 50.0% (令和12年度) (農林水産部)

・ (再掲) 府管理の漁港 (舞鶴漁港、中浜漁港) で策定した長寿命化計画(機能保全計画含む) に基づくハード対策の実施率

58.0% (令和6年度) → 70.0% (令和12年度) (農林水産部)

・ (再掲) 食の安心・安全についての講演会等による情報提供回数

年8回(令和5年度) → 維持(各年度) (農林水産部)

・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 (全 657km中)

90.0% (令和6年度) → 90.9% (令和12年度) (建設交通部)

・(再掲)府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策(全 196 箇所中)

175 箇所 (令和6年度) → 196 箇所 (令和12年度) (建設交通部)

・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (路面段差防止対策) (全 325 橋中)

91.4% (令和6年度) → 93.8% (令和12年度) (建設交通部)

(8) 交通 • 物流

(大規模津波等に対する海岸保全施設等の機能保全の推進)

[1-3, 1-4, 2-4, 4-1, 4-3, 4-5, 5-5]

○ 津波発生時に緊急避難路及び緊急輸送航路を確保するため、海岸保全施 設等の津波防護施設の改良と補強を推進する。

(道路等の整備・耐震化)

[1-1, 2-4, 5-5]

○ 基幹道路の拡幅・耐震補強、物資輸送拠点となる港湾の整備、鉄道の駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を推進し、道路、港湾、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備する。

(建設交通部)

(災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保)

[1-4, 2-2, 2-4, 4-1, 4-5, 5-2, 5-5]

○ 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、 救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道 路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める。また、 緊急輸送道路等の重要な道路を守るためにも橋梁の耐震化、無電柱化、法 面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等 対策を着実に推進する。

(建設交通部)

(交通・物流施設の耐災害性の向上)

[1-2, 1-6, 2-2, 2-4, 2-6, 2-8, 4-1, 4-3, 4-5, 5-2, 5-5]

○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、橋梁の耐震 化や法面防災対策を着実に実施するとともに、国や市町村等と連携を図り ながら、市街地等の幹線道路等必要な重点路線を選定し、計画的に無電柱 化等を推進していく。(再掲)

(建設交通部)

○ 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制や人員輸送に係る応援協定の 締結を進めるとともに、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装 置等の交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者 との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する。

(危機管理部、健康福祉部、建設交通部、警察本部)

○ 災害発生時に人員や物資等緊急輸送に係る交通が確保されるよう、山陰 近畿自動車道をはじめとした高速道路等や直轄国道の整備促進を図る。ま た、広域幹線道路と一体となった道路ネットワークの形成のため、インタ ーチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備 箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める。

○ 海の物資輸送ルートの確保により、災害時における人流・物流インフラ機能を維持するため、津波に強い海岸保全施設や港湾施設の整備及び長寿命化対策、漁港(舞鶴、中浜)の耐震・耐津波対策及び機能保全等を進める。(再掲)

(農林水産部、建設交通部)

○ 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を 推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いなが ら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海 上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する。

(建設交通部)

○ 災害発生時における孤立集落の発生や長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等の対策を推進する。

(建設交通部)

○ 孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保するとともに、ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送体制を整備する。

(危機管理部)

○ 豪雪による孤立地域の発生や、家屋倒壊を防ぐため、市町村と協力し効率的な除雪のための仕組みを維持する。

(建設交通部)

福井県内の原子力発電所の過酷事故における避難経路を確保するため、国、関係府県、関係市町等と連携し、必要な重点路線を計画的に整備推進する。(危機管理部、建設交通部)

(交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化)

[2-8, 5-5]

○ 交通ネットワークの構築の多重化(災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保)に向けて、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークや新幹線をはじめとした鉄道ネットワークの整備等を着実に進める。

(建設交通部)

- 孤立可能性の高い地域における空路・海路による救助能力の向上を図る。 (危機管理部)
- 福井県内の原子力発電所の過酷事故からの広域避難のため、バス等避難 車両及び運転員を国と調整し確保する。

(危機管理部)

<重要業績指標>

- ・府有除雪機械の保有台数 63 台(令和6年度)→維持(各年度) (建設交通部)
- ・信号機電源付加装置の整備数 762機(令和6年度) → 772機(令和12年度) (警察本部)
- ・ (再掲) 水産物流通拠点の舞鶴漁港 (府管理) の耐震・耐津波対策の整備率
 実施
 0.0% (令和6年度) → 50.0% (令和12年度) (農林水産部)
- ・(再掲) 府管理の漁港(舞鶴漁港、中浜漁港)で策定した長寿命化計画(機能保全計画含む)に基づくハード対策の実施率 58.0%(令和6年度) → 70.0%(令和12年度) (農林水産部)
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 (全 657km中)

90.0% (令和6年度) → 90.9% (令和12年度) (建設交通部)

・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 (全 196 箇所中)

175 箇所 (令和6年度) → 196 箇所 (令和12年度) (建設交通部)

・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (路面段差防止対策) (全 325 橋中)

91.4% (令和6年度) → 93.8% (令和12年度) (建設交通部)

(9) 国土保全/国土利用

(安心・安全を実現する国土利用)

[1-2]

○ 災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限するとともに、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等について災害リスクの低い地域への立地を進める。

(危機管理部、健康福祉部、農林水産部、建設交通部)

(総合的な治水対策)

[1-4, 4-7, 5-1]

○ 近年、全国的に気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生しており、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換が必要とされていることから、国、市町村と連携・協働しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、災害からの安全な京都づくり条例(平成28年京都府条例第41号)に基づき、①河川下水道対策(流す対策)、②雨水貯留浸透対策(貯める対策)、③浸水被害軽減対策(備える対策)による総合的治水対策を一層推進する。

(危機管理部、農林水産部、建設交通部)

○ 河川については河道の掘削や築堤、下水道については雨水貯留施設の整備等のハード対策を着実に推進する。

○ 公園や校庭等を利用した貯留浸透施設の整備、開発行為に伴う調整池の 設置、また、農地や森林が有する雨水の貯留や水源のかん養等の多面的機 能を十分に発揮するため、農地や農業用施設を保全するための協働活動を 推進する。

(農林水産部、建設交通部)

○ 公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の具備、排水機場の適切な操作、農業用ため池における事前放流や農業用水利施設の適切な維持管理を行う。また、洪水・内水・高潮ハザードマップの作成支援や防災重点農業用ため池に係るハザードマップの活用、防災情報の高度化といったソフト対策を行い、府民の防災意識の向上を図る。

(危機管理部、農林水産部、建設交通部)

(河川、海岸、下水道施設等の整備・耐震化)

[1-4, 1-5]

○ 淀川水系の宇治川・木津川・桂川、由良川水系及び日本海側の二級河川 について、国や市町村と連携し、必要に応じて河川整備計画の変更や新規 策定を進めるとともに、整備計画に基づいた施設整備を着実に進めてい く。

(建設交通部)

○ 河川整備については、洪水を安全に流下させるための河道の掘削・築堤・護岸の工事、放水路、排水機場やダムの整備等の治水対策を進めてきたが、未だ整備途上であるため、近年浸水被害を受けた河川及び国等と連携して整備を進める河川の改修、河川堤防の質的強化及び天井川の切下げ等の対策を重点的に実施し、一層の治水対策の強化を図る。さらに河川堤防や排水機場の耐震化、京都府南部地域に多い天井川の地震対策、高潮の遡上に起因する市街地の浸水を防ぐための治水対策を進める。

(建設交通部)

○ 海岸の侵食対策については、冬季風浪等による越波や侵食災害を防止するため、海岸保全施設の整備を計画的に進める。

(建設交通部)

○ 下水道施設の雨水対策については、公共下水道の雨水幹線や雨水貯留施設の整備を促進するとともに、桂川右岸流域下水道の「いろは呑龍トンネル」の残る3箇所の接続施設を早期に供用開始することにより浸水被害の軽減を図る。また、住宅等に雨水貯留タンク(通称:マイクロ呑龍)を設置して、府民総ぐるみで雨水を「貯める」取組を市町村と連携しながら進めることにより、浸水被害の軽減と防災意識の向上を図る。

(海岸、河川の整備等の津波防災対策)

[1-3, 1-4, 4-3]

○ 日本海側で想定されている津波に備えて、国、府、市町や関係機関が連携して、設計津波に対応できる海岸保全施設や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と津波ハザードマップを活用した警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を推進する。

(危機管理部、建設交通部)

(洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策)

[1-4, 5-1]

○ 各種ハザードマップの作成(情報の随時追加を含む)や更新をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、府民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。

(危機管理部、農林水産部、建設交通部)

○ 市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図は、令和4年10月に府管理の全377について作成・公表が完了したことから、今後は、河川整備状況や土地利用に大きな変化が生じた場合に浸水想定区域図の更新を行う。

(建設交通部)

○ 府管理河川のうち、防災上、重要な河川に水位計を設置するとともに、 避難判断の目安となる水位の設定を推進する。さらに、これらの河川において、気象台の雨量予測をもとに6時間先までの水位・氾濫区域を予測するシステムを構築しており、イントラネットを通して市町村へ予測情報を 提供する。市町村は、水位・氾濫区域の予測情報を活かして、早期に避難 情報を発令するとともに、自主防災組織におけるタイムラインへの反映な ど、住民の早期避難を促す取組を推進する。

(建設交通部)

(総合的な土砂災害対策)

[1-5, 4-7, 5-1]

○ 土石流対策施設等の土砂災害防止施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに府民の生命や財産を守ることができない状況にあるため、ハード対策の着実な推進に併せて、市町村とも連携しながら、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、府民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。

(危機管理部、建設交通部)

(土砂災害に備えたハード整備)

[1-5, 4-7]

○ 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、 急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を一層推進する。しか し、未整備箇所が数多く残されていることから、国の施策等を効果的に活 用しながら、要配慮者利用施設や避難所等を保全する箇所を優先するな ど、緊急性の高いものから着実に重点的に整備を進めていく。

(建設交通部)

(土砂災害警戒区域の指定等)

[1-5, 4-7]

○ 全国的に一通りの基礎調査が完了し、京都府でも一通りの基礎調査と指定が完了しているが、近年、全国的に土砂災害警戒区域外でも人的被害が発生しており、高精度な地形情報を活用した調査などにより土砂災害警戒区域等の追加指定を推進する。また、概ね5年ごとに、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、土砂災害警戒区域等の見直しを行う。

(建設交通部)

○ 山地災害危険地区のうち被害発生リスクの高い箇所を早急に特定し、優 先度の高い地区への治山ダムの設置や森林整備等の治山事業を実施する。 (農林水産部)

(緊急避難場所・避難所の整備等)

[2-8]

○ 原子力災害時の避難先(府内・府外)において円滑な受け入れが可能となるよう、避難所の運営体制等を避難先関係団体と調整・整備する。

(危機管理部)

(地籍調査の推進)

[1-4, 4-7, 6-4]

○ 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を 整備するため、地籍調査を進める。

(建設交通部)

(インフラ分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進)

[1-4, 5-1]

○ インフラ分野において3次元データや進化したデジタル技術を活用し、 生産性の向上や維持管理の効率化、さらには災害関連情報の予測、収集・ 集積、伝達の高度化を着実に進める。

<重要業績指標>

- ・津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸の5市町(舞鶴市、宮津市、京 丹後市、伊根町、与謝野町)の割合0%(令和6年度)→100.0%(令和12年度) (危機管理部)
- ・府管理河川の河川整備率 (時間雨量 50mm (概ね 1/10 規模) に対応できる整備が完成した区間の整備率) (全1,370 k m) 37.6% (令和5年度) → 38.5% (令和12年度) (建設交通部)
- ・土砂災害防止法 (平成12年法律第57号) による土砂災害警戒区域等の指定箇所数

17,360 箇所(令和6年度) → 約19,000 箇所(令和12年度) (建設交通部)

・土砂災害から保全される人家戸数

2.08 万戸(令和6年度) → 約2.1 万戸(令和12年度) (建設交通部)

・土砂災害から保全される要配慮者利用施設及び避難所の施設数 (建設交通部) 要配慮者利用施設 73 施設 (令和6年度) → 80 施設(令和12年度)

避難所 179 施設 (令和6年度) → 189 施設 (令和12年度)

・土石流対策施設整備済みの土砂災害警戒区域数

533 箇所 (令和6年度) → 549 箇所 (令和12年度) (建設交通部)

・急傾斜地崩壊防止施設整備済みの土砂災害警戒区域数

451 箇所 (令和6年度) → 462 箇所 (令和12年度) (建設交通部)

(再掲)山地災害危険地区の整備数

1,768 箇所(令和5年度) → 2,230 箇所(令和12年度) (農林水産部)

(10) 中央官庁機能バックアップ等

(防災庁の創設等) 【3-2】

○ 大規模広域災害における防災体制の強靱化を図るため、防災に係る首都機能をバックアップするとともに、双眼構造を確立するため、防災庁の拠点を東京のほか関西に設置することを、関西広域連合として国に要望するとともに防災庁と連携した対策強化を検討する。

(危機管理部、総合政策環境部)

(皇室の安心・安全)

[3-2]

○ 皇室の安心・安全と永続を実現するため、京都御所や京都迎賓館を擁する京都の地に皇室の方々にお住まいいただき、御活動いただくことを検討する。

(総合政策環境部)

(国立京都国際会館、国立国会図書館関西館等の機能強化) 【3-2】

○ MICEの開催誘致を強力に推進するため、国立京都国際会館を世界トップレベルの国際会議場施設として整備するとともに、災害発生時には、国会機能や首相官邸機能等国の中枢機能を代替するために活用するよう調整を進める。

(知事直轄組織、総合政策環境部、商工労働観光部)

(北陸新幹線・リニア中央新幹線の整備)

[3-2]

○ 大阪までのフル規格による北陸新幹線の早期全線整備を実現し、日本海 国土軸の形成を図る。

(建設交通部)

○ 首都圏と京都間の多様な交通網を確保するため、リニア中央新幹線の整備を促進する。

(建設交通部)

(外交・儀礼機能のバックアップの充実・強化)

[3-2]

○ 外国の大使・公使の接受、国公賓の接遇等の儀礼に京都御所、京都迎賓 館等を活用するとともに、災害発生時に首都圏から避難する外国の大使館 員等を京都のほか大阪、兵庫が連携して支援する体制の構築を進める。

(知事直轄組織、総合政策環境部)

(11) 伝統・文化の保全

(文化財の保護・保全)

[1-2, 6-5]

○ 文化財所有者等による文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒 防止対策等の防災対策の実施を支援するとともに、市町村と連携し、府内 にある国、府及び市町村が指定等した文化財の情報が掲載されている「京 都府文化財データベース(京都府文化財総合目録)」を活用した実践的な 消防訓練等防災対策を推進する。

(文化生活部、教育委員会)

○ 市町村及び文化財所有者等と連携し、復興に当たって、町家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修復、史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、京都の伝統・文化の保護・承継がなされるよう、平時から体制の構築に努める。

(文化生活部、教育委員会)

(文化財建造物等の耐震化等)

[1-1, 1-2, 6-5]

○ 文化財建造物や伝統的建造物群等は社寺や町並みを構成する建物が多く、観光客等不特定多数の者が訪れることが多い建造物であることから、 大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない 方法による補強等の耐震化及び保存修理を促進する。

(文化生活部、教育委員会)

(文化財の防火対策)

[1-2, 6-5]

○ 文化財所有者等による自動火災報知設備、消火設備等の防災設備の整備を支援するとともに、市町村と連携し、消防隊が到着するまでの初期消火活動が適切に行われるよう防火講習会等を実施し、文化財レスキュー体制等の構築を推進する。

(文化生活部、教育委員会)

「 横断的分野]

(A) リスクコミュニケーション

(災害危険情報の提供)

[1-4, 1-5, 5-1]

○ 府民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、 自ら安全を確保する行動がとれるよう、マルチハザード情報提供システム の周知及び活用の促進を図る。

(危機管理部)

(府民に対する教育・訓練)

[1-3, 1-4, 2-1, 2-8]

○ 実践的な総合防災訓練を実施し、府民等の参加を更に促進することで地域の災害対応体制を強化する。

(危機管理部)

○ 福井県内の原子力発電所における過酷事故からの迅速な避難に必要な研修会や避難訓練を継続的に行い、住民避難や検査・除染等の対応能力向上を図るとともに原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

(危機管理部)

(地域の「つながり」の強化)

[2-4]

○ 救出・救助活動により多くの生命を守るためには、地域における助け合い「互助・共助」が何より重要であることから、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。また、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図るとともに、若年者の参加や隣接地域及び自主防災組織の連携・協力等により活動の活性化を図る。

(危機管理部)

(外国籍府民等への災害時支援等)

[2-5, 5-1]

○ 多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯メールによる防災情報の発信を行うとともに、市町村等が実施する防災訓練等の取組を支援することにより、災害時の支援体制の構築を図る。また、その実効性を確保するため、外国籍府民や市町村等と協働・連携した事業、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国籍府民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する。

(知事直轄組織、危機管理部)

<重要業績指標>

・ (再掲) 津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸の5市町 (舞鶴市、宮 津市、京丹後市、伊根町、与謝野町) の割合

0%(令和6年度)→100.0%(令和12年度) (危機管理部)

・ (再掲) 原子力総合防災訓練等の開催数 1回(各年度) (危機管理部)

(B) 人材育成

(地域防災の担い手育成)

[2-1, 2-2, 2-3, 6-5]

○ 京都府全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材 を育成し、多様な機会を通して府民に正しい防災知識の普及を図る。

(危機管理部)

○ 将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。

(教育委員会)

○ 災害時に各地から集まるNPOやボランティアの受入れ、適材適所への 配置や、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるスタッフを専 門分野ごとに重層的に養成する。

(危機管理部)

○ 高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難サポートリーダーや福祉専門職からなるDWATの養成を進める。(再掲)

(健康福祉部)

○ 災害拠点病院の機能の充実を図るとともに、DMATの養成を進め、災害拠点病院や災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を実施する。

(危機管理部、健康福祉部)

○ 大規模災害が発生した際に、被災学校へ教職員などを派遣し、「教育活動の早期再開」や、「児童生徒の心のケア」などを支援する体制を構築する。

(教育委員会)

(消防団の活動支援)

[2-1, 6-5]

○ 消防学校による消防団員の教育訓練や大学生の取組支援、消防団員OB

の活用等、消防団が活発に活動する地域づくりを市町村と連携して進める とともに、実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど、 消防団の機能強化を図る。

(危機管理部)

<重要業績指標>

- ・自主防災リーダーの養成数 3,100人(令和6年度) → 3,500人(令和12年度) (危機管理部)
- ・消防団員の充足率 (全 18,716 人中) 83.7% (令和 6 年度) → 維持(各年度) (危機管理部)
- ・地域の消防等の行政機関との間で共同訓練等を実施している府立学校の割合

64.8%(令和5年度) → 100.0%(令和7年度) (教育委員会)

・災害時学校支援チームの養成数 延べ22人 (令和6年度) → 200人程度 (令和9年度)

(教育委員会)

・ (再掲) 福祉避難サポートリーダーの養成数

延べ2,237人(令和6年度) → 3,000人(令和12年度) (健康福祉部)

- ・ (再掲) DMATの養成数 60 チーム(令和6年度) → 64 チーム(令和12年度) (健康福祉部)
- ・(再掲) DWATの養成数 延べ213人(令和6年度) → 400人(令和12年度) (健康福祉部)

(C) 官民連携

(自主防災組織の活動促進)

[2-1, 6-5]

○ 自主防災組織及び地域防災活動に取り組む自治会等が行う、消防団等と 連携した危険箇所の把握、有用情報の調査、地域の防災マップ、水害等避 難行動タイムライン、地区防災計画の素案の策定や防災訓練等を促進する とともに、市町村と連携して自主防災リーダーの養成を進める。

(危機管理部)

(NPO・ボランティアとの連携強化)

[2-1]

○ 災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、京都府災害ボランティアセンターと連携して人材育成研修を実施することにより円滑なボランティア活動を支援する。

(危機管理部、健康福祉部)

(迅速な応急復旧等に向けた応援協力体制の確保等)

[2-4, 2-6, 5-5, 6-2, 6-4]

○ がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や河川の応 急復旧等に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的 に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保 を図る。

(建設交通部)

(D) 老朽化対策

(安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新)

[1-1, 1-3, 1-4, 1-5, 2-2, 2-4, 2-6, 4-1, 4-3, 4-5, 5-2, 5-5]

○ 府民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、府が保有する公共建築物及びインフラについて、日常の適切な維持管理や老朽化対策に併せて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分に発揮できるよう、耐震性の維持・向上等にも配慮した公共施設等総合管理計画(京都府公共施設等管理方針)及び個別施設計画に基づき、計画的かつ戦略的な施設管理をより一層推進する。

(総務部、農林水産部、建設交通部)

○ 一般財団法人京都技術サポートセンターを活用し、市町村管理施設を含めたアセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理を推進するとともに、今後急増するインフラ補修に対応するため、大学等教育機関とも連携し、府内企業の技術力強化を図る。

(建設交通部)

○ 府民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等 について修繕等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造 躯体の耐用年数まで安全に使用することができるようにメンテナンスサイ クルを確立し、施設の安心・安全を持続的に確保する。

(総務部、施設所管部局)

<重要業績指標>

・京都府公共施設等管理方針の改定 (令和8年度) (総務部)

(E) デジタル活用

(災害危険情報の収集・提供・伝達体制の確立) 【1-4、1-5、3-3、5-1】

○ 民間企業が ICT・AI 技術を活用して提供する情報を入手し、災害対策に活用する仕組みを構築する。

(危機管理部)

○ 令和6年4月から国において運用を開始した新たな総合防災情報システム (SOBO-WEB) と京都府総合防災情報システムを連携させるとともに、これらを効率的に活用した訓練を実施する。 (再掲)

(危機管理部)

○ 市町村による警戒避難体制づくりを支援し、住民自らの迅速かつ的確な 避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報につい て、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する。 (再掲)

(建設交通部)

○ 緊急情報を伝達するJ-ALERTをはじめ、地上デジタル放送、携帯情報端末等、多様な情報伝達手段を活用し、災害危険情報の迅速・的確な 把握や府民への情報共有を推進する。(再掲)

(危機管理部、総合政策環境部)

○ 府民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、 自ら安全を確保する行動がとれるよう、マルチハザード情報提供システム の周知及び活用の促進を図る。(再掲)

(危機管理部)

○ 府民への迅速かつ確実な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワーク完全二重化や光ファイバネットワーク経路の複線化、防災行政無線のデジタル化整備等、通信システムの業務継続性の確保や強化を促進する。(再掲)

(危機管理部、総合政策環境部)

(洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策) 【1-4、5-1】

○ 府管理河川のうち、防災上、重要な河川に水位計を設置するとともに、 避難判断の目安となる水位の設定を推進する。さらに、これらの河川において、気象台の雨量予測をもとに6時間先までの水位・氾濫区域を予測するシステムを構築しており、イントラネットを通して市町村へ予測情報を提供する。市町村は、水位・氾濫区域の予測情報を活かして、早期に避難情報を発令するとともに、自主防災組織におけるタイムラインへの反映など、住民の早期避難を促す取組を推進する。(再掲)

(観光客の安全確保)

[2-5, 5-1]

○ 総合防災情報システム等を活用し、避難情報や避難所の状況をリアルタイムで提供するとともに、外国人観光客等に対して、わかりやすい日本語(やさしい日本語)、多言語や二次元コード等による情報提供を行う。また、災害時に大使館、領事館と迅速な情報共有ができるよう、平時から連携体制を構築する。(再掲)

(知事直轄組織、危機管理部、商工労働観光部)

(インフラ分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進)

[1-4, 5-1]

○ インフラ分野において3次元データや進化したデジタル技術を活用し、 生産性の向上や維持管理の効率化、さらには災害関連情報の予測、収集・ 集積、伝達の高度化を着実に進める。 (再掲)

(建設交通部)

(避難所施設の整備)

[2-3, 5-1]

○ 衛星通信システムの活用等、避難所における防災DXの活用を促進する。 (危機管理部・建設交通部)

(ドローン等の活用)

[1-2, 2-4, 5-1]

○ ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送の実施や被害認定調査の迅速化等を進めるとともに、火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握を強化する。

(危機管理部・建設交通部)

<重要業績指標>

・ 防災ヘリ、ドローン、船舶・船艇等活用機関と連携した映像伝送訓練の実施回数

4回(令和6年度)→1回以上(各年度) (危機管理部)

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策 の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを実施する。

また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を部局横断的に構築して PDCA サイクルを実践し、毎年度、重要業績指標の進捗状況を公表した上で、施策プログラムを適切に見直していく。

本計画の推進にあたっては、過去の災害や他府県の事例、地域の産業構造や人口動態等、様々な情報を踏まえ、国、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働していく。

2 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

令和5年6月に成立した「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律(令和5年法律第59号)」に基づき、令和7年●月に閣議決定された国土強靱化実施中期計画においては、国土強靱化基本計画の「国土強靱化政策の展開方向」等を踏まえ、令和12年までの計画期間内に重点的に取組を推進する施策やその目標を示しており、そのための財源として20兆円程度を確保することとされていることから、まずはこれらの施策に重点をおきつつ国土強靱化の取組を進めることとする。【P(国の実施中期計画の内容を踏まえて修正)】

なお、今後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強 靱化の取組を進めていくことが重要であり、PDCA サイクルを通じて施策を 重点化しながら、国土強靱化の取組を進める必要がある。

国土強靱化実施中期計画についても、概ね20年から30年程度の期間を一つの目安として、国土強靱化のレベルを一段上の水準まで引き上げることを念頭に策定されており、計画期間後も見据えた現段階の長期目標についても明示されていることから、これらの点を踏まえた国土強靱化の中長期的な視点での着実な推進に向け、必要な検討を行うこととする。【P(国の実施中期計画の内容を踏まえて修正)】

(別紙) 施策分野別事業一覧

【個別施策分野】

(1) 行政機能/警察·消防等

防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
京都府舞鶴警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	
京都府南丹警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	
京都府左京警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	
京都府伏見警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	

警察機能の維持対策の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
信号機電源付加装置 I	警察庁	警察本部	警察庁	自起動式発動発電機
待機宿舎整備事業	警察本部	警察本部	国土交通省	

原子力災害対策の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
放射線モニタリング強化事業	京都府	総合政策環境部	原子力規制庁	
原子力防災対策事業	京都府	危機管理部	内閣府 (原子力)	

[※] その他、災害対策本部の運営強化をはじめとする初動体制の強化、関係機関との連携強化、救助・救 出活動の能力向上、効率的な物資の調達・提供等に資する事業

(2)住宅·都市/環境

住宅の耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	

多数の者が利用する建築物等の耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	

学校施設の耐震化等施設整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
京都府立向日が丘支援学校校舎等改築事 業	京都府	教育庁	文部科学省	
京都府立学校等空調設備整備事業	京都府	教育庁	文部科学省	
京都府立学校等大規模改造事業	京都府	教育庁	文部科学省	
公立小中学校校舎等大規模改造等事業	市町村	教育庁	文部科学省	

地震や火災に強いまちづくり等の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
京都府宅地耐震化推進事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
土地区画整理事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
市街地再開発事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

下水道施設の耐震化等

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
桂川右岸流域下水道(洛西浄化セン ター)	京都府	建設交通部	国土交通省	
木津川流域下水道(洛南浄化センター)	京都府	建設交通部	国土交通省	
木津川上流流域下水道(木津川上流浄化 センター)	京都府	建設交通部	国土交通省	
宮津湾流域下水道(宮津湾浄化セン ター)	京都府	建設交通部	国土交通省	

府営水道施設の耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
府営水道送水管路更新・耐震化事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

緊急輸送道路等の確保・整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
新名神高速道路(宇治田原町~八幡市)	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
舞鶴若狭自動車道 4 車線化(舞鶴市~福井県)	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
京奈和自動車道(木津川市~奈良県)	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
京都縦貫自動車道 4車線化(南丹市~ 宮津市)	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
山陰近畿自動車道 大宮峰山道路・大宮 峰山IC以西(京丹後市〜兵庫県)	国土交通 省・府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国道 9 号 園部本町地区・付加車線整備・福知山道路・夜久野改良等(京都市 〜福知山市)	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
国道24号 寺田拡幅・城陽井手木津川バイパス(城陽市~木津川市)	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
国道27号 平林戸奈瀬地区・西舞鶴道路 等(綾部市〜舞鶴市)	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
国道163号 精華拡幅(精華町~木津川 市)	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
国道163号 銭司~木屋工区・有市工区 (木津川市~笠置町)	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道175号等 由良川改修関連道路整備 (綾部市〜福知山市〜舞鶴市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道178号 日置~養老工区・カマヤエ 区・上野平バイパス(宮津市~京丹後 市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道307号 甘南備台・山城大橋・都市 計画道路宇治田原山手線等(京田辺市~ 宇治田原町)	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道312号 大宮峰山ICアクセス道路 (京丹後市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道423号 法貴バイパス (亀岡市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道429号 榎峠バイパス・新庄(福知山市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
上杉和知線・田井中田線等 原発避難路 整備(綾部市、舞鶴市等)	京都府	危機管理部 建設交通部	経済産業省	
宮津養父線 岩屋工区(与謝野町)	京都府	建設交通部	国土交通省	
綾部宮島線 肱谷バイパス (南丹市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
宇治淀線 (宇治市~京都市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
八幡木津線・都市計画道路山手幹線(八幡市~木津川市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
都市計画道路八幡田辺線 下奈良工区 (八幡市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
京丹波三和線 下山~質美工区(京丹波町)	京都府	建設交通部	国土交通省	
小倉西舞鶴線 白鳥トンネル・倉谷工区 (舞鶴市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
天理加茂木津線 大野バイパス (木津川市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
網野岩滝線 外村バイパス (京丹後市)	京都府	建設交通部	防衛省	
市島和知線 台頭(福知山市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
西京高槻線・都市計画道路御陵山崎線 (向日市〜大山崎町)	京都府	建設交通部	国土交通省	
枚方山城線(木津川市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
山城総合運動公園城陽線 城陽橋・富野 (城陽市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
八幡京田辺インター線・都市計画道路内 里高野道線(八幡市)	京都府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
上狛城陽線 (木津川市〜城陽市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
和東井手線(井手町)	京都府	建設交通部	国土交通省	
都市計画道路並河亀岡停車場線 大井町工区(亀岡市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
都市計画道路河原町内林線(南丹市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
都市計画道路福知山綾部線(福知山市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
広野綾部線 (綾部市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
掛津峰山線 丹波バイパス (京丹後市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
小坂青垣線 井田(福知山市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
西神崎上東線 油江~蒲江(舞鶴市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
小浜綾部線 睦寄町狸岩(綾部市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
京都のみち2040・京都府無電柱化推進計 画等に記載の道路整備事業、緊急輸送道 路の道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
広域道路ネットワークを形成する道路整 備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
広域道路ネットワークにアクセスし、 ネットワークを強化する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
中山間地域の避難・救援を支援する道路 整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	再掲

帰宅困難者の安全確保

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道駅舎バリアフリー化整備事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	

災害廃棄物処理

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
災害等廃棄物処理事業・廃棄物処理施設 の災害復旧	市町村	総合政策環境部	環境省	
海岸漂着物等地域対策推進事業	府・市町村	総合政策環境部	環境省	

自然公園等の施設の復旧・長寿命化対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
自然環境整備交付金	府・市町村	総合政策環境部	環境省	
環境保全施設整備交付金	府・市町村	総合政策環境部	環境省	

[※] その他、危険度判定の早期実施、室内の安全確保、火災発生防止、ライフライン施設の応急復旧体制 の構築、被災者の生活及び住居の確保・再建、観光客の安全確保等に資する事業

(3) 保健医療・福祉

医療・福祉施設の耐震化等

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
地方改善施設整備費補助金	府・市町村	文化生活部	厚生労働省	
社会福祉施設等施設整備補助金	京都府	健康福祉部	厚生労働省	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付 金	府・市町村	健康福祉部	厚生労働省	
次世代育成支援対策施設整備補助金	京都府	健康福祉部	厚生労働省	
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲

[※] その他、災害時の医療・救護体制の整備、災害支援ナースの災害対応能力向上、感染症のまん延防 止、要配慮者支援等に資する事業

(4) エネルギー

再生可能エネルギー等を活用したエネルギーの安定確保、ガスパイプラインの整備等に資する事業

(5)情報通信

災害危険情報の収集・伝達体制の確立

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
放射線モニタリング強化事業	京都府	総合政策環境部	原子力規制庁	再掲

[※] その他、迅速・的確な災害情報の把握と府民への情報提供等に資する事業

(6) 産業構造/金融

地域産業の活力維持

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
発災後も持続可能な産業の発展を支援す る道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

交通・物流施設の耐災害性の向上

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	再掲
京都舞鶴港(国際ふ頭)	国土交通 省・府	建設交通部	国土交通省	
京都舞鶴港(前島ふ頭)	国土交通 省・府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
臨港道路和田下福井線 (舞鶴市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
臨港道路上安久線 (舞鶴市)	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
水産基盤整備事業	京都府	農林水産部	水産庁	

ライフライン施設の整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
長田野工業用水道施設更新・耐震化事業	京都府	建設交通部	経済産業省	

[※] その他、BCPの推進、地域産業の活力維持、観光業等への風評被害防止、工業用水道施設の耐震化等に資する事業

(7)農林水産

農地・農業用施設の防災対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
農業水路等長寿命化・防災減災事業	長寿命化、 防災減災計 画の策定者	農林水産部	農林水産省	
農村地域防災減災事業	府・市町 村・土地改 良区	農林水産部	農林水産省	
農業競争力強化基盤整備事業 (水利施設整備事業)	府・市町 村・土地改 良区	農林水産部	農林水産省	
水利施設管理強化事業	府・市町村	農林水産部	農林水産省	

森林の整備・保全

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
森林環境保全整備事業	森林経営計 画の作成者 等	農林水産部	農林水産省 林野庁	府内一円
成長産業化促進対策事業	選定経営 体等	農林水産部	農林水産省 林野庁	府内一円
治山事業	京都府	農林水産部	林野庁	
農山漁村地域整備交付金	京都府	農林水産部	農林水産省	
地方創生整備推進交付金	府・市町村	農林水産部	内閣府	

漁港の耐震・耐津波対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
水産基盤整備事業	京都府	農林水産部	水産庁	再掲

[※] その他、資材の安定供給、府内産農林水産物への風評被害防止等に資する事業

(8)交通·物流

大規模津波等に対する海岸保全施設等の機能保全の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

道路等の整備・耐震化

災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保

交通・物流施設の耐災害性の向上 交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
新名神高速道路(宇治田原町~八幡市)	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
舞鶴若狭自動車道 4 車線化(舞鶴市~福井県)	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
京奈和自動車道(木津川市~奈良県)	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
京都縦貫自動車道 4車線化(南丹市~宮津市)	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
山陰近畿自動車道 大宮峰山道路・大宮 峰山IC以西(京丹後市〜兵庫県)	国土交通 省・府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道 9 号 園部本町地区・付加車線整備・福知山道路・夜久野改良等(京都市 〜福知山市)	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道24号 寺田拡幅・城陽井手木津川バイパス(城陽市~木津川市)	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道27号 平林戸奈瀬地区・西舞鶴道路 等(綾部市〜舞鶴市)	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道163号 精華拡幅(精華町~木津川 市)	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道163号 銭司~木屋工区・有市工区 (木津川市~笠置町)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道175号等 由良川改修関連道路整備 (綾部市~福知山市~舞鶴市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道178号 日置~養老工区・カマヤエ 区・上野平バイパス(宮津市~京丹後 市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道307号 甘南備台・山城大橋・都市 計画道路宇治田原山手線等(京田辺市〜 宇治田原町)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道312号 大宮峰山ICアクセス道路 (京丹後市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道423号 法貴バイパス (亀岡市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道429号 榎峠バイパス・新庄(福知 山市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
上杉和知線・田井中田線等 原発避難路 整備(綾部市、舞鶴市等)	京都府	危機管理部 建設交通部	経済産業省	再掲
宮津養父線 岩屋工区(与謝野町)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
綾部宮島線 肱谷バイパス (南丹市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
宇治淀線 (宇治市~京都市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
八幡木津線・都市計画道路山手幹線 (八幡市~木津川市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
都市計画道路八幡田辺線 下奈良工区 (八幡市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京丹波三和線 下山~質美工区(京丹波町)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
小倉西舞鶴線 白鳥トンネル・倉谷工区 (舞鶴市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
天理加茂木津線 大野バイパス (木津川市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
網野岩滝線 外村バイパス (京丹後市)	京都府	建設交通部	防衛省	再掲
市島和知線 台頭(福知山市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
西京高槻線・都市計画道路御陵山崎線 (向日市~大山崎町)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
枚方山城線(木津川市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
山城総合運動公園城陽線 城陽橋・富野 (城陽市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
八幡京田辺インター線・都市計画道路内 里高野道線 (八幡市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再揭
上狛城陽線(木津川市〜城陽市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再揭
和東井手線(井手町)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
都市計画道路並河亀岡停車場線 大井町工区(亀岡市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
都市計画道路河原町内林線(南丹市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
都市計画道路福知山綾部線(福知山市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
広野綾部線 (綾部市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
掛津峰山線 丹波バイパス (京丹後市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
小坂青垣線 井田(福知山市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
西神崎上東線 油江~蒲江(舞鶴市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
小浜綾部線 睦寄町狸岩 (綾部市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京都のみち2040・京都府無電柱化推進計 画等に記載の道路整備事業、緊急輸送道 路の道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
広域道路ネットワークを形成する道路整 備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
広域道路ネットワークにアクセスし、 ネットワークを強化する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
中山間地域の避難・救援を支援する道路 整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京都舞鶴港(国際ふ頭)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京都舞鶴港(前島ふ頭)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
臨港道路和田下福井線 (舞鶴市)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
臨港道路上安久線 (舞鶴市)	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	再掲
信号機電源付加装置 I	警察庁	警察本部	警察庁	自起動式発動発電 機、再掲
水産基盤整備事業	京都府	農林水産部	水産庁	再掲

[※] その他、緊急輸送体制の確保、広域避難のための避難車両及び運転員の確保等に資する事業

(9) 国土保全/国土利用

総合的な治水対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
由良川	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
桂川	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
淀川 (宇治川)	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
木津川	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
鴨川	京都府	建設交通部	国土交通省	
安祥寺川	京都府	建設交通部	国土交通省	
桂川(上)	京都府	建設交通部	国土交通省	
四宮川	京都府	建設交通部	国土交通省	
古川(井川、名木川)	京都府	建設交通部	国土交通省	
弥陀次郎川	京都府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
戦川 (新田川)	京都府	建設交通部	国土交通省	
大谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
防賀川	京都府	建設交通部	国土交通省	
煤谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
赤田川	京都府	建設交通部	国土交通省	
桂川(亀岡、八木)	京都府	建設交通部	国土交通省	
雑水川	京都府	建設交通部	国土交通省	
千々川	京都府	建設交通部	国土交通省	
東所川	京都府	建設交通部	国土交通省	
七谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
園部川	京都府	建設交通部	国土交通省	
法貴谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
高屋川	京都府	建設交通部	国土交通省	
伊佐津川	京都府	建設交通部	国土交通省	
犀川	京都府	建設交通部	国土交通省	
高野川	京都府	建設交通部	国土交通省	
宮川	京都府	建設交通部	国土交通省	
大谷川(由良)	京都府	建設交通部	国土交通省	
牧川	京都府	建設交通部	国土交通省	
弘法川	京都府	建設交通部	国土交通省	
法川	京都府	建設交通部	国土交通省	
福田川 (新庄川)	京都府	建設交通部	国土交通省	
野田川(加悦奥川)	京都府	建設交通部	国土交通省	
竹野川(鳥取川、小西川)	京都府	建設交通部	国土交通省	
川上谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
佐濃谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
新樋越川	京都府	建設交通部	国土交通省	
西羽束師川	京都府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
情報基盤総合整備事業(河川防災情報システム)	京都府	建設交通部	国土交通省	
情報基盤総合整備事業(水位計設置等)	京都府	建設交通部	国土交通省	
桂川右岸流域下水道(いろは呑龍トンネル)	京都府	建設交通部	国土交通省	
農村地域防災減災事業	府・市町 村・土地改 良区	農林水産部	農林水産省	再掲
農業競争力強化基盤整備事業 (水利施設整備事業)	府・市町 村・土地改 良区	農林水産部	農林水産省	再掲

河川、海岸、下水道施設等の整備・耐震化

宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
桂川右岸流域下水道(いろは呑龍トンネル)	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

海岸、河川の整備等の津波防災対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
神崎海岸高潮対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
農業水路等長寿命化・防災減災事業	市町村	農林水産部	農林水産省	再掲
水利施設管理強化事業	府・市町村	農林水産部	農林水産省	再掲
情報基盤総合整備事業(水位氾濫予測システム)	京都府	建設交通部	国土交通省	
効果促進事業 (浸水想定区域図作成等)	京都府	建設交通部	国土交通省	
効果促進事業 (ハザードマップ作成等)	市町村	建設交通部	国土交通省	

総合的な土砂災害対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
事業間連携砂防等事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
通常砂防事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
地すべり対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
急傾斜地崩壞対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	市町村	農林水産部	農林水産省	再掲
情報基盤総合整備事業(土砂災害警戒情報システム)	京都府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
効果促進事業(砂防情報システム)	京都府	建設交通部	国土交通省	
効果促進事業(ハザードマップ作成等)	市町村	建設交通部	国土交通省	再掲

土砂災害に備えたハード整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
事業間連携砂防等事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
通常砂防事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
地すべり対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
急傾斜地崩壊対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

土砂災害警戒区域の指定等

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
総合流域防災事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
治山事業	京都府	農林水産部	林野庁	再掲
農山漁村地域整備交付金	京都府	農林水産部	農林水産省	再掲
地方創生整備推進交付金	府・市町村	農林水産部	内閣府	再掲

自然公園等の施設の復旧・長寿命化対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
自然環境整備交付金	府・市町村	総合政策環境部	環境省	再掲
環境保全施設整備交付金	府・市町村	総合政策環境部	環境省	再掲

地籍調査の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
地籍調査事業	市町村	建設交通部	国土交通省	

[※] その他、安心・安全を実現する国土利用、緊急避難場所・避難所の整備等に資する事業

(10)首都機能バックアップ等

防災庁の創設、皇室の安心・安全の確保、国立京都国際会館等の機能強化、北陸新幹線・リニア中央新幹線の整備、外交・儀礼機能のバックアップの充実・強化に資する事業

(11)伝統・文化の保全

文化財建造物等の耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国宝重要文化財等保存・活用事業	所有者等	教育庁	文部科学省	

文化財の防火対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国宝重要文化財等防災施設整備事業	所有者等	教育庁	文部科学省	

[※] その他、文化財の保護・保全に資する事業

【横断的分野】

(A) リスクコミュニケーション

府民に対する情報提供、教育及び訓練の実施、自主防災組織の育成、外国籍府民への災害時支援等に資する 事業

(B) 人材育成

消防団の活動支援

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
わがまちの消防団強化・応援事業	京都府	危機管理部	総務省消防庁	

[※] その他、地域防災の担い手育成等に資する事業

(C) 官民連携

自主防災組織の活動促進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
わがまちの消防団強化・応援事業	京都府	危機管理部	総務省消防庁	

NPO・ボランティアとの連携強化、迅速な応急復旧に向けた応援協力体制の確保等に資する事業

(D) 老朽化対策

安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国道173号 新綾部大橋(綾部市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
綾部大江宮津線 大雲橋(福知山市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
枚方山城線 開橋 (木津川市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
綾部インター線 白瀬橋 (綾部市)	京都府	建設交通部	国土交通省	
その他各種個別施設計画に基づく点検、 補修、更新等事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

[※] その他、アセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理、府内企業の技術力強化等に資する 事業

(E) デジタル活用

災害危険情報の収集・提供・伝達体制の確立、洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策、観光客の安全確保、インフラ分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進、避難所施設の整備、ドローン等の活用等に資する事業